

平成23年第1回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成23年3月8日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時46分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長 兼経済建設課長	川越一男君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員 会長
職務代理者 千田秀昭君

教育委員 会長
生涯学習部 石川誠君

農業委員 会長 松川英一君

監査委員 三原紘隆君

教育委員 会長 安川登志男君

農業委員 会長 山本良文君

監査委員 局長 岡強志君

事務局出席者

議事事務局 局長 藤田功君

議事事務局 局長
議事課主任 東川晃宏君

議事事務局 局長
議事課主任 岡村慎哉君

議事事務局 局長 小ヶ島清一君

議事事務局 局長
議事課主任 御代田知香君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。10番 国忠崇史議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は13名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

11番 小池浩美議員。

11番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

2011年度の政府予算案は、十分な審議を尽くさないまま、3月1日、衆議院で与党の賛成多数により強行可決され参議院へ送られました。しかしながら、歳入法案など予算関連法案は予算案と一体で審議すべきものですが、民主党はそれをせず切り離して強行採決しました。予算執行のために必要措置を定めた予算関連法案、特に赤字国債発行の特別公債法案が成立しなければ、歳入のほぼ半分は確保できず、予算執行ができないこととなります。予算関連法案の成立見通しは、甚だ暗く、民主党政権の行き詰まりはいよいよ深刻になっていると言えます。

来年度政府予算案では、大企業、大金持ちの法人税率を更に5%引き下げ、2兆円もの減税を最優先しています。大企業の内部留保は244兆円もあり、この1年間の現金、預金など手元資金は64兆円になっているにもかかわらずです。

法人税率5%引き下げに当たっては、菅首相は財界に対して雇用の改善を求めましたが、にべなく一蹴されただけでなく、消費税増税を強く求められる始末でした。

また、アメリカ軍への思いやり予算1,858億円、米軍再編経費1,230億円、これらはアメリカに言われるままに計上しています。

一方では、公的年金の支給額削減や社会保障の切り捨て、日本農業を破壊する環太平洋連携協定(TPP)や国民に負担を押しつける消費税増税を推進するなど、国民の願いと真っ向から対立するものとなっています。

大企業、大資産家を優遇する菅内閣は、6月までに税と社会保障の一体改革を取りまとめ、消費税増税を含む抜本的な税制改革を行うとして、精力的に検討会議を開いています。消費税

は1989年4月に3%で導入され、1997年には5%に引き上げられましたが、いずれも福祉のためを大義名分としての実施でした。しかし、今日までの22年間で消費税で入ってきた税収と法人課税の減収が累計でほぼ一致し、消費税が大企業の減税に回ったに等しい収支になっており、更に社会保障の連続改悪の実態からも、消費税が福祉や社会保障に使われていないことは明らかです。

民主党政権は、大企業や大資産家の要求に屈して優遇税制を行い、一方では社会保障を切り捨て、消費税の増税で国債増発予算のつじつま合わせを図ろうとしています。今や民主党政権は、かつての自民党政治と同じ道を進んでいると言わざるを得ませんが、民主党、菅政権に対する市長の認識をお聞きいたします。

2000年以降、高齢者の負担は激増しています。老年者控除の廃止や定率減税の廃止など所得税・住民税の増税、介護保険料の引き上げや施設サービスにおける食費、住居費などの負担増、後期高齢者医療制度の導入による医療費の負担増、あるいは生活保護の老齢加算の廃止による給付減などなど、その上に更なる消費税の増税では、生きていなくてもいいというに等しいではありませんか。消費税は、所得が低い人ほど負担が重い逆進制の税であり、所得が低いほど負担が重くなる消費税の増税は絶対に許せません。

また、消費税を商品価格に転嫁できない中小零細企業は、営業がいよいよ困難になるなど、負担は深刻です。

小泉内閣の経済財政大臣だった与謝野 馨氏を税と社会保障の一体改革の取りまとめ役として迎えたことは、消費税増税への確実な道筋をつくるものです。一方では、国民負担を増やし、社会保障費を削減する予算案を提案し、一方では、社会保障のためにという口実で消費税増税を進めるのは、国民への裏切りではないでしょうか。消費税増税への市長のお考えをお聞きいたします。

次に、地域主権についてお聞きいたします。

自民・公明政権が地方分権のかけ声で進めてきた政治が、地方の政治経済を深刻な危機に追い込んだことは記憶に新しいと思います。三位一体改革で地方交付税を一方的に削減し、一部国庫補助金を廃止しました。平成の大合併というあめとむちの市町村合併を進め、地域間格差をつくり、住民サービスを大きく低下させました。「官から民へ」のかけ声で指定管理者制度の導入、公立病院の廃止や民営化、保育園の民営化などが進められました。国民は自公政治にノーを突きつけ、政権交代が実現しましたが、民主党政権は自公政権の地方分権改革の流れを引き継いで、地域主権改革を進めています。

昨年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、地方六団体は直ちに歓迎の声明を発表しています。地方税財源の強化、義務づけ・枠づけの見直し、条例制定権の強化、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひもつき補助金の一括交付金化などなど、六団体声明にはこれらを断固実行するよう、大きな期待が込められています。

しかしながら、民主党政権は、あたかも地方を大事にするかのように、地域主権改革などと

言っていますが、その中身には、国民や自治体に大きな影響を与える看過できない問題をたくさんはらんでいると言わざるを得ません。

1つは、国民の生存権を保障するのが国の責務であるとする憲法25条の精神を踏みにじり、国の責任を投げ捨てていることです。国の役割を防衛や外交などに限定し、あとは自治体任せにして、住民には自己責任を求めていこうとするものです。福祉や教育などの公共サービスは、国が最低基準を決め、その実現と保障に責任を果たすべきですが、それを投げ捨てました。

更に、ひもつき補助金の一括交付金化などで地方への財源保障も後退することは明らかです。戦略大綱において、地域主権改革を進めれば、自治体間でサービスに差異が生じると述べられていますが、まさにそのとおりで、財源保障の後退で地方自治体では福祉や教育などの最低水準を確保することも難しくなり、地域格差が確実に広がります。

2つには、「官から民へ」のかけ声で、保育所や学校給食、公立病院などの民営化や民間委託、各種施設の指定管理者制度へ移行など、国と地方自治体の公的責任や公共サービスを投げ捨て、民間任せにしています。

3つには、市町村の大再編と道州制を目指しています。大企業がもうけを増やせば地域もよくなると、大企業の呼び込みのための誘致補助金や基礎整備に巨額の税金を投入し、道州制の導入など、財界、大企業の都合のいいように自治体を大規模化しようとしています。そして、これらを進めるために、二元代表制を否定し、議員定数のやみくも大幅削減などで地方議会を形骸化し、住民の声が議会と自治体に届かなくしています。

このような地域主権は、自公政権が進めてきた地方分権という名での地方切り捨ての政治を丸ごと引き継ぎ、更に加速させるものにほかなりません。それは住民の福祉と暮らしを守るといふ自治体の原点を壊し、住民福祉の機関としての自治体の機能と役割を更に弱め、自治体が自治体でなくなるという事態を一層深刻にしています。地域主権改革は、地域のことは地域が決める、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるということですが、これは国から住民への責任転嫁であり、一方的な自己責任の押しつけではないでしょうか。

地域主権戦略大綱では、国の出先機関の原則廃止、地方移管で二重行政を解消すると述べられています。しかしながら、国の出先機関を廃止して地方に移管することは、住民生活の安心安全の面からどうなのかという疑問があります。

さきに農林水産省の機構改革により、本市にある農政事務所が旭川地域センターに統合される旨の通知があったところですが、これはまさに地域主権改革がもたらした地方切り捨てにほかならないと思います。地域の実情を何ら考慮することなく、業務の内容を検証することなく、二重行政だから整理するべきというのは納得がいきません。市長は農政事務所存続の提案を国に提出しましたが、提案すべきは、地方主権改革にノーを表明することではなかったでしょうか。民主党政権が進めている地域主権改革は、憲法と地方自治の精神を踏みにじり、地方自治体や住民を苦しめるものだと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

次に、子ども手当についてお聞きいたします。

2011年度の子ども手当法案は、年度内成立が危ぶまれる状態です。3月6日のNHKの討論番組で、民主党との修正協議を求められていた公明党は、きっぱりそれを拒否しました。また、民主党内にも、所得制限の導入は社会全体で子供を育てるという子ども手当の理念が崩れるといった意見や反発もあるということです。この法案の成立は難しいのではないかと考えます。

そこでお聞きしますが、この法案が年度内に成立しなかった場合、旧児童手当が復活するのでしょうか。自治体にはどのような影響が出るのでしょうか。手続上の問題や対象年齢、支給金額、支給までの期間、市民周知など、具体的にお示しください。

次に、学校給食センターの安全についてお聞きいたします。

岩見沢市の学校給食による集団食中毒の発症者は1,500人を超え、今、ようやく終息しようとしています。今回の問題では、食中毒は季節を問わず発生すること、そして蔓延の速さや二次感染も起こり得るといった被害の広がりなどに食中毒の怖さを改めて認識させられました。

士別市学校給食センターでは、市内19校、およそ2,200食を一手に調理していますが、一たび食中毒が発生すると、その被害が全市に及ぶことが予想されます。そこで、士別市学校給食センターの衛生面での安全についてお聞きいたします。衛生面でのすべてを統括する衛生管理の責任者はどなたでしょうか。食中毒を初め、食品や調理器具などに起因する病気を発生させないためには、日常的にどのような対策をとっているのでしょうか。また、同時に衛生管理の責任者は、その責任を担って、日常的にどのような業務を行っているのでしょうか。

岩見沢市の場合、保健所からの衛生面での指摘に対して、改善を怠っていたという報道がありました。本市の場合、保健所の立入調査などはいつ行われ、どのような指摘、あるいは評価があったのか。また、それらへの対応についてお聞きいたします。

更に、今回の事故を受けて、センター内の総点検を行ったのでしょうか。管理栄養士や調理員など、現場からの問題提起や改善提案などの声を受けとめ、検討するシステムができているのでしょうか。

学校での子供たちの保健衛生指導、うがいや手洗い励行はもちろんでしょうが、給食時の衛生面での取り組みはどのようなものなのでしょうか、お聞きいたします。

今回の事故を他山の石として、管理栄養士を初め、調理員などセンター関係者、配送業者、児童・生徒や教師などの学校関係者らに対して何らかの指導や教育、研修を行うべきではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

最後の質問は、石油高騰についてです。

3年前の2008年は、原油価格高騰により、燃料だけでなく、食料価格や自動車などの耐久消費財の価格も高騰し、政府は緊急総合経済対策を打ち出し、対策を講じています。また、北海道も、灯油高騰対策として、福祉灯油事業に3億円を計上し、本市においては、生活保護世帯を加えた福祉灯油を実施いたしました。

2011年の今日、エジプト、リビアなど中東情勢の緊迫化が原油価格の高騰に拍車をかけ、私たちの暮らしに影響が出てきています。特に、生活必需品の灯油、道北地域の灯油配達価格は、

北海道消費者協会の調査では、昨年10月では1リットル当たり77.8円だったのが、今年2月では90.3円で、12.5円の値上がりとなっています。ガソリン価格も毎月連続して値上がりし、現在、レギュラーガソリンは1リットル144円になっています。また、北電も、電気料も原油価格上昇を理由に、3月から値上げになりました。このまま値上がりが続くと、運送業やクリーニング業などの事業者や春耕の農業者などへ与える影響は大きく、また3月とはいえ寒さの続く北国の市民生活に与える負担も大きいものがあります。

お聞きしますが、国や北海道は今日の石油価格高騰による市民生活への影響や今日の情勢をどのように判断しているのでしょうか。そして、私たちの暮らしを守る対策を打ち出しているのでしょうか。行政側が持っている情報や対応策を迅速に市民周知することを求めます。

本市においては、安心・安全の市民生活確保を目指し、石油元売や小売店などへ便乗値上げなどのないよう適正価格での安定供給を求めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、国や北海道に対しても強く働きかけていくことを求めます。

3月に入っても、まだ値上がりが続いている灯油価格ですが、中東情勢によっては、3年前の状態になるのではないかと懸念されます。前回の定例会でもお聞きいたしました。低所得の方々への福祉灯油実施について、今日の情勢をかんがみて、どのようにお考えでしょうか。

福祉灯油の実施を求めまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、消費税増税及び地域主権について答弁申し上げ、子ども手当については城守副市長から、石油高騰については市民部長から、福祉灯油については保健福祉部長から、学校給食センターの安全については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

初めに、消費税増税にかかわってお尋ねがありました。

まず、現政権への認識についてであります。

消費税率引き上げに関する議論については、平成21年の総選挙において、当時の鳩山民主党代表が消費税増税論議は4年間封印するという選挙公約を掲げ、自民党からの政権交代を果たした後、平成22年に政権を引き継いだ菅首相が、自民党の10%増税案を参考にしてという消費税増税発言をし、国民の議論を呼んだことは記憶に新しいところであります。

菅首相は、就任当初から、強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に実現することは可能だとして、そのために消費税増税を検討する立場をとっており、第2次菅内閣においても、増税論者である与謝野 馨氏を経済財政担当相に登用するなど、増税路線を明確にしているところであります。

現在、国会において審議されている国の平成23年度予算においては、歳出面では、社会保障関係経費が前年度より1兆4,000億円増の28兆7,000億円が計上されている一方で、歳入においては、多額の財源不足から、昨年同様、税収41兆円に対して公債金が44兆3,000億円と、税収を国債発行額が上回るといった異常な状態となっており、とりわけ本来消費税で賄うべき基礎

年金、老人医療、介護といった社会保障関係経費については、10兆円の財源不足となり、平成23年度末には国債残高の1,000兆円超えが確実となったところでもあります。

こうした深刻な財政状況にかんがみ、菅首相は1月24日、衆参両院の本会議で施政方針演説を行い、社会保障と税の一体改革について、今年6月までに基本方針を示すとした上で、負担のあり方については、国民にある程度の負担をお願いすることは避けられないとの考えを示したところでもあります。

今後、更に少子高齢社会が進展する中、国民が老後を安心して暮らすために不可欠である年金制度においても、22年度の基礎年金の国庫負担分は、いわゆる埋蔵金が財源とされておりますが、今後については、埋蔵金頼りの財政確保が不可能なことは明白なところであり、更に増加していく社会保障制度を長期的、安定的に運営するためには、消費税も含めた抜本的な税制改正論議そのものは避けて通れない課題と考えております。

ただ、その大前提として、地方も現下の厳しい状況の中にあって、可能な限りの行政改革に取り組んでいることから、国においても無駄を省くための最大の努力を傾注するとともに、国民へしっかりと将来を見据えた社会保障制度の提案設計を示さなければならないことは論をまたないところでもあります。

現政権においては、消費税問題に限らず、民主党マニフェストの根幹でもある子ども手当、高速道路無料化のほか、TPP交渉などにおいても、政府与党内の考えに一体感がないことも否めないところであり、今の日本の財政状況や経済情勢、更に国際情勢を踏まえたとき、政党間、政党内の争いに終始することなく、本来の国民目線に立った政治のあり方、あるいは政権運営を強く望むものであります。

次に、消費税の増税についてであります。

消費税が導入された背景には、国が保障する生活保障としての年金や生活保護等の社会保障制度、消費力の再配分という視点から、世代間や所得差にかかわらず、すべての人が平等に負担する制度として導入された経過があります。

さきに申し上げましたように、社会保障経費の増加と多大な財源不足という現状にあって、一定水準の社会保障を維持するためには、長期的な視点で安定した財源を見込める消費税率の改正論議は基本的には必要と考えております。

ただ、消費税増税は、実際に購入する物やサービスの価格が上がるなど、幅広い分野にかかわり、消費動向に影響が出る可能性も高いことや、所得の少ない人ほど負担感が大きくなることから、国民が納得のできる社会保障制度の構築はもちろんのこと、低所得者層に配慮し、ぜいたく品、生活必需品によって税率を変える多段階方式の導入など、まだまだ検討すべき課題があることから、単なる財源確保の手段としてではなく、慎重に議論を進めるべきと考えております。

また、消費税増税に伴っては、地方配分の問題もございます。現行制度では、5%のうち4%が国税、1%が地方消費税として、使途制限のない財源として地方に配分されております

が、国税4%分のうち29.5%は地方交付税の財源として再配分されるため、消費税収の約44%は実質的に地方の財源となっております。

しかし、与謝野経済財政担当相は、増税分の地方配分上乘せには否定的な見解を示しており、これに対し、社会保障制度においては地方も多くの負担や役割を担っていることから、各都道府県知事は、地方の意見がどのように反映されるのか憂慮するなど、遺憾の意思を表明しており、消費税の見直しを議論する際には、国と地方の協議の場などにおいて、時間をかけた協議が必要なものと考えており、今後においても、地方六団体と連携し、社会保障制度やその財源のあり方について、十分な議論が進められることを強く求めてまいりたいと存じます。

次に、地域主権についてであります。

私は、地域のことは地域みずからで考え、意思決定をしていく、これこそが地方自治の原点であるとともに、住民の福祉の増進と暮らしを守る、これが地方自治体の役割であると考えております。

政府民主党の1丁目1番地に位置づけられた地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決定することができる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指したものであり、国が地方に優越する上下の関係から、対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく変えていこうとするもので、政府はこうした地域主権改革に関する施策を検討するため、平成21年11月、内閣府に地域主権戦略会議を設置したところであります。

その後、昨年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、国と地方公共団体の対等な関係に加え、地方税財源の強化、義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひもつき補助金の一括交付金化など、広範な分野にわたっての方針が示されています。

引き続き昨年11月には、全国市長会を含めた地方六団体が地域主権関連3法案の成立を求める決議を行っているところであり、今後は、地方も含め、地域主権に関する議論が深まっていくと思われませんが、現在、多くの地方自治体は深刻な財政難に陥っており、権限が移譲された場合、財政力によっては、教育や保育、福祉など提供する住民サービスで地域間格差が生じることも危惧されることや、一方では、国の出先機関の原則廃止に伴う地方への影響も検証するべき課題となっております。

また、権限、財源が一体化すると、当然地方自治体に自己責任が生じることとなりますので、地域の実情や課題を踏まえ、国民の声や地方自治体の意見などが反映される仕組みづくりとともに、地方を再生し、地域間格差をなくすことが必要で、今後地域主権が進み、地方自治体が自主的な行政運営を行うときに、各自治体において、権利とともにしっかりと責任を担うことができる体制をつくるのが肝要であると考えております。

私は、本来の目指すべき地域主権の姿は、何でも地域主権にすればよいというのではなく、まずはあるべき国の形をしっかりと見据え、全国的な視点から、必要な施策について、国が本

来の役割を果たすとともに、国と地方の役割分担を明確にし、自治体の自由裁量の拡大が図られることで、地方自治の充実につながることを肝要であると考えます。

そのためには、私はいつも申し上げているのでありますが、3ゲンセットである権限、財源、人間、つまり人材がしっかりと確保された上で、地方自治体が自主性及び自立性を発揮し、地方にできることは地方が行われるようになることが重要と考えています。

小池議員お話しのように、三位一体の改革においては、結果として地方交付税、国庫補助金が大幅削減となり、地方が求めた地方分権とはかけ離れた一面もあったところではありますが、今後においては、国と地方の役割分担、ひもつき補助金の一括交付金化の制度設計、広域連携、道州制等のあり方などの課題について、全道市長会などにおいて強く提言してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、子ども手当について、子ども手当法案が年度内に成立しなかった場合の影響についての御質問にお答え申し上げます。

小池議員お話しのように、子ども手当法案が廃案となった場合には、従来の手当法が復活し、手当が支給されることとなりますが、この場合支給要件などが変更となり、窓口の受付等も変わることであります。

まず、手当の支給要件につきましては、対象年齢が子ども手当では中学生までとなっておりますが、児童手当では小学生までとなります。

また、手当支給額は、子ども手当が22年度は1人当たり月額一律1万3,000円ですが、23年度からは3歳未満児が2万円となる予定のものが、児童手当に変わりますと、3歳未満児が1万円、3歳以上が5,000円で、第3子以降は3歳以上の児童も1万円となり、更に子ども手当は所得制限がありませんでしたが、児童手当は所得制限が設定されております。

次に、制度が変わることによる受付上の取り扱いにつきましては、国の方針が決定いたしましたら、具体的な指示があるものと思いますが、児童手当に変わることにより新たな申請が必要になると思われますし、児童手当には、ただいま申し上げましたように所得制限があるため、給付世帯の所得確認が必要となり、この調査につきましては、本人の同意が必要になることから、その受付として、同意書の提出を願うことになるものと考えております。

また、手当の支給日につきましては、1回目が6月10日となっておりますが、児童手当の支給には電算システムの変更等が生じることになり、変更には2カ月半程度の期間が必要ですので、最終的な国の方針決定の時期にもよりますが、6月の支給につきましてはおくれることも予測されるところであります。

こうしたことで、これら子ども手当等につきましては、現在のところ、国の動向が不透明であり、このため、今後国の最終的な方針が示されましたら、その制度の内容等について、対象世帯への戸別通知等により周知徹底を図り、迅速な対応に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、石油高騰についてお答えいたします。

現在の国際原油価格の高騰は、中東、北アフリカの政情不安、更には世界的な超低金利政策で投機資金が市場に流れ込み、原油高を加速させていると言われており、長期化すれば原油高が更に進み、日本経済への影響も避けられない状況であります。

特に、市民生活において、本市は積雪厳寒期の暖房等を灯油に頼らざるを得ないことから、灯油価格の高騰は家計を直撃するばかりでなく、基幹産業である農業やあらゆる経済活動において、その経営を圧迫するものであり、まことに憂慮すべき事態と認識をいたしております。

これら石油製品を含む市内の価格動向につきましては、毎月小売物価調査を行っているところであり、3月2日現在、灯油配達価格は93円20銭で、前年同期と比較しますと19円50銭の値上がり、またレギュラーガソリンは144円20銭で13円50銭、軽油は125円20銭で14円70銭と、それぞれ値上がりとなっているところであり、市民生活や事業経営に影響が及んできている状況下にあります。

石油製品を除く食料品、日用雑貨等については、現在、比較的安定しているものの、今後の市民生活への影響を強く懸念をしているところであります。

農業関係におきましては、現在、生産資材等の値上がりまでは至っていないものの、原油価格高騰の長期化によっては、今後価格上昇も予想されるところであります。

また、運送業、食品加工業、クリーニング業につきましては、経費に占める灯油、ガソリン等の燃料代や包装資材、洗剤等の石油関連製品の費用が大きな割合となっているものの、そのコストを販売価格に転嫁できない状況にあり、生産活動を担う全業種において、経営努力に託されている状況にあります。

そこで、国や北海道は、今日の石油価格高騰の情勢をどのように判断し、どのような国民生活を守る対策を考えているのか、また行政が持っている情報や対応策についての市民周知についてであります。

国においては、緊急閣僚会議において、原油価格の上昇等が日本経済に与える影響について話し合わせ、各省庁で情報収集を進める方針が確認されたところであります。

また、北海道におきましては、平成20年8月に原油及び原材料等の価格高騰に対する対策を検討するため、知事を本部長とする原油・原材料等価格高騰対策本部を設置いたしましたが、今のところ開催には至っておらず、現在、価格動向の推移を注視している状況とのことであります。

今日の灯油価格の高騰は、特に市民生活にかかわりますことから、これら価格動向や情勢等について、士別消費者協会の協力を得ながら、広報紙等により市民への情報提供と周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、石油製品を含む関連物資の便乗値上げなどのないよう、石油元売業者や小売店への働

きかけについてであります。

消費者団体では、本年1月に北海道消費者協会及び道内各地区の消費者協会連合会の12団体が、小売価格の抑制と安定供給のための業界指導や石油製品を含む関連物資の便乗値上げに対する監視体制の強化等について、北海道及び北海道経済産業局へ要請されたところであります。これを受け、北海道が石油元売各社に対して、適正価格での安定供給を要請いたしております。

本市におきましても、灯油の安定供給に取り組むことを目的としている灯油問題土別連絡会と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

また、国や北海道においては、便乗値上げに対する監視状況下にありますことから、まずは道内各自治体の動向について注視するとともに、これら情報把握に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、石油高騰にかかわって、福祉灯油についてお答えいたします。

これまでの福祉灯油支給の経過につきましては、灯油価格の高騰が低所得世帯に及ぼす経済的負担が大きく、このことから、その影響を軽減すべく、平成17年度から20年度において、価格上昇分の暖房用燃料の一部を福祉灯油として支給いたしたところであります。特に、19年と20年は急激に価格が上昇し、月によっては100円を超える価格となっている中で、支給事業を実施いたしたところであります。

そこで、福祉灯油支給の本年度の取り組みについてであります。

市内の灯油小売価格は、小池議員お話しのように上昇しており、昨年12月は83円80銭、1月は91円20銭、2月が93円30銭、更に市民部長から先ほど御答弁申し上げましたように、3月2日現在は93円20銭となっており、この燃料価格の高騰が及ぼす市民生活への影響が懸念されているところであります。

しかしながら、冬季の需要期も間もなく終了し、灯油の家庭における需要量も減少することとあわせ、今年度につきましては、19年や20年のように100円を超える急激な高騰が現時点において見込まれないことから、今シーズンでの灯油支給事業の実施につきましては計画いたしていないところであります。

ただ、今後、中東、北アフリカの情勢不安等の動向によっては、さらなる灯油価格の高騰が見込まれますので、福祉灯油の支援が必要となった場合において、いつでも迅速な支援が可能となるよう、平成20年度に限り制定した土別市福祉灯油支給事業実施要綱を基本として、低所得の高齢者世帯等を対象とした支給事業の要綱を早急に制定し、市民の方々が安心して生活できるよう対応いたしてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 土別市学校給食センターの安全についての御質問につきまして、私から御答弁申し上げます。

まず、土別市学校給食センターにおける衛生管理の責任者についてのお尋ねがございました。

給食センター施設全体の責任者は所長でございますが、給食調理場につきましては、衛生管理を徹底させるため、衛生管理に関する知識を有する者が日常的に調理現場において衛生管理に関する指導を行う必要がありますので、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準に基づいて、栄養教諭、栄養士を衛生管理責任者と定めているところでございます。

次に、食中毒を発生させないための日ごろの衛生上の対策、衛生管理の責任者の日常の業務についてお尋ねがございました。

まず、学校給食センターの施設設備についてであります。調理場の床面を常に乾燥した状態に保つため、はね水による二次感染を防ぎ、湿度を低く保ち、殺菌や衛生害虫の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を少なくするドライシステムが導入されております。

また、搬出入口及び食材搬入口につきましては、エアカーテンを設置し、床下換気システムを採用するとともに、調理室の温度は調理に最適な摂氏20度から23度に設定しているところであります。

そこで、日ごろの衛生対策に関しましては、手洗い場所が調理場内に15カ所、トイレに5カ所設置されており、調理員の手洗いは1作業ごとに実施することにいたしております。

調理場内の排水口につきましては、汚水や残菜が調理場内に長時間残らないよう、下処理室に13カ所、調理室に19カ所、洗浄室に17カ所設置されており、作業終了後、毎日洗剤を使用して清掃を行っております。

また、食器類につきましては、洗浄後、食器保管庫にて摂氏85度で1時間加熱処理し、その状態で翌日使用することとし、調理機器類は作業終了後直ちに分解し、塩素やアルコールで消毒をいたしております。

更に、物品の搬入に関しましては、食品や容器、ダンボールからの二次感染を防止するため、検収室で食品の受け渡しを行い、露出した食品のみを保管室で管理し、食材等は専用冷凍庫及び冷蔵庫で保管しているところでございます。

衛生管理の責任者の日常の業務といたしましては、施設及び設備の衛生管理、食品の衛生管理及び給食調理員の衛生業務の日常管理等に当たっております。

また、調理工程において、清潔かつ迅速に加熱、冷却処理が適切に行われているかを確認し、その結果を毎日記録するとともに、調理過程における下処理、調理、配送等の作業工程を分析し、作業の効率化と衛生管理の徹底に努めているところであります。

次に、保健所の立入調査における指摘、あるいは評価と対応についてのお尋ねがございました。

平成22年度におきましては、名寄保健所による給食施設調理指導が4月25日と11月25日の年2回実施されましたが、とりわけ11月25日の調査指導に際し、かまのフード清掃と保存食専用

冷蔵庫の温度確認の2点について指示を受けております。フード清掃につきましては、作業上危険が伴うことから、専門業者に依頼をして、既に清掃作業を終了いたしておりますが、新年度以降は年1回定期的に実施することにいたしました。また、保存食専用冷蔵庫の温度確認につきましては、保存食冷蔵庫の温度をマイナス20度から、新たにマイナス25度に変更し、最適な状態での保存食の管理に努めているところでございます。

次に、今回の事故を受けて、センター内の総点検を行ったのかとのお尋ねですが、2月14日の昼のテレビのニュースで事故が報じられた後、直ちに給食センター所長に指示をし、通常の調理器具の分解洗浄と食器等の洗浄作業が終了した15時過ぎから17時30分過ぎまで、お湯の温度、分解箇所の消毒状況、手洗い場や排水口、トイレや食器保管庫の状況について、目視で総点検を行い、翌2月15日の朝礼において、所長から調理員等に対して衛生管理の再確認について徹底を図ったところであります。

次に、現場からの問題提起や改善提案など検討するシステムについてのお尋ねがございました。

学校給食センターにおきましては、日ごろから効率的な調理工程の改善や衛生管理の見直しなど、調理現場からの意見や提案について、毎週金曜日に全職員で検討するなど、実務的な改善に向けた取り組みを行っているところでありますが、更に全スタッフが気軽に提案ができるような雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、学校における給食時の衛生面での取り組みについてのお尋ねがございました。

各学校における衛生面での取り組みにつきましては、配膳室の衛生管理に努め、給食の準備から配膳、配食、後片づけに至るまで、担任教諭及び栄養教諭等の指導のもと、衛生指導や安全管理を徹底し、給食当番で配食を行う児童・生徒については、担任教諭が健康状態や衛生的な服装であることを確認するとともに、配膳前の手洗いを徹底し、清潔な手指で食器及び食品を扱うよう指導いたしております。

次に、今回の事故を他山の石として、調理員などセンター関係者、配送業者、児童・生徒、教師等の学校関係者に対して何らかの研修や指導教育を行うべきとのお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたが、事故のニュースを受けて、私から直ちに学校給食センター所長に対し施設設備の衛生管理の再点検と調理員、配送業者、学校関係者への指導の徹底と総点検を指示したところでございます。

特に、学校におきましては、平成23年2月16日付で北海道教育委員会から「学校給食における衛生管理の徹底について」の通知が出されたところであり、その通知内容に従って、教職員が指導内容を確認し、給食時の衛生管理に対応するよう指導しているところでございます。

更に、研修につきましては、名寄保健所の職員を講師に迎え、土別市、剣淵町の学校給食センター全職員並びに学校給食の食品製造販売業者等を対象に、学校給食における衛生管理に関する研修会を年1回実施しておりますが、新年度においてはなるべく早い時期に研修会を開催する予定でありますし、研修の回数も複数回に増やすとともに、研修内容についても、実践的、

実務的プログラムを多く盛り込むなど、研修内容の充実に努め、安全・安心な学校給食を堅持してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 4番 渡辺英次議員。

4番（渡辺英次君）（登壇） 平成23年第1回定例会に当たり、さきに通告しました件の一般質問をいたします。

本年も既に3月に入りました。昨今の天候を見ていますと、もうすっかりと春の兆しを感じるところであります。昨年1月のような大雪にも見舞われることなく、まちではよい冬だったとも耳にします。しかし、農業関係者から、これでは水田に引く水が足りないということを目にしますと、天候に左右されやすい農業が、また夏季の集中豪雨などによりダメージを受けてしまわないかと、夏の気象情報を心配するところでもあります。

大切なことは農業だけではなく、どの分野でも事前にいろいろな角度から予測をして、対策を講じることだと考えておりますので、市民や各専門分野の方々に御提言等をいただきながら、理事者と協議しなければならないと考えているところであります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1つ目は、今年度から小学校で全面実施される新学習指導要領についてであります。

平成14年に改訂された現行の学習指導要領から9年たったの今回の改訂は、生きる力をはぐくむという基本理念は引き継がれ、学力、学習力向上に関しては、昭和55年から始まったゆとりカリキュラムでの授業時数の減少以来、おおよそ30年ぶりに時数が増加するものとなったわけです。時代ごとの情勢や教育環境、教育基本法などに基づく学習指導要領の改訂は、子供たちの健全育成には欠かせないものであり、今後の成果に期待するところであります。

本市においては、このたびの改訂に当たり、必修化される小学校での外国語活動についても、英語ノート等を利用して先行して授業を行ってきたと聞いています。この小学校での外国語活動について質問いたします。

外国語活動は、英語スキルそのものを向上させることが目的ではなく、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化になれ親しんだりすることを目的とした教育課程上の位置づけとされており、授業では、テスト等を実施して点数をつけたりするものではなく、子供たちが楽しく英語に向かい合えるよう、教員も授業に工夫をしていると伺っております。そこで、お伺いいたしますが、本年度までに先行実施してきた外国語活動であります、実施してきたものに対しての評価などは行っているのでしょうか。

先に外国語活動を受けてきた子供たちが、中学校に行ってもどのように英語学習に取り組んでいるのか。成果は見られるのか。子供たちに評価はしなくても、実施してきたものに対しての評価をすることがこれからの外国語活動に生きてくると考えておりますが、市教委としての考えをお伺いいたします。

また、これからの小・中学校に関しましては、土別市小・中学校適正配置計画の策定に向け、

検討委員会で提言をなされてきたところであります。今後、同計画の実施については、再度保護者や地域の方々の意見を聞きながら、地域のニーズに合ったよりよい学習の場となるよう努めていただきたいと思いますようお願い申し上げます、次の質問に移ります。

次に、スキー場について質問いたします。

スポーツ人口は、少子化など人口の関係から減少傾向にあります。スキーに関しましてもそれは変わらず、スキー王国北海道などと言われていたのも、今ではそんな言葉すら耳にしなくなりました。

スポーツ人口の減少理由も、人口だけの問題ではなく、今日における社会生活の多様化やスポーツに対する価値観の低下などさまざまであると考えられます。北海道のスキー場数は、平成に変わったころの1990年あたりをピークに減少を続けており、大手企業の経営するリゾート地でも、経営難から閉鎖するところもあるのが現状であります。また、本市のように、地域のスキー場も相当な痛手を負っているところがほとんどであり、地域のスキー場としてどのように運営していくべきかを考えなければならないときになっているわけです。

本市においては、平成17年の朝日町との合併で、合併特例区として5年が経過し、今月いっぱいまで特例区は廃止されることとなります。現在、スキー場は、日向スキー場とあさひスキー場の2カ所があり、どのように運営していくのかと考えなければならない時期を過ぎているのではないかと思うところであります。

日向スキー場のシーズンリフト乗車数は、平成3年のピーク時から見ますと、今では半減の20万人ほどであり、あさひスキー場においては、年間4万人ほどとなっております。今後の本市を考えたときに、2カ所のスキー場をどうするのかということをお早急に検討していかなければならないのではないのでしょうか。

そして、今までどおり市直営で運営するのか、指定管理者制度に移行するのか、同様に考えていなければならないと思うのですが、御所見をお伺いいたします。

また、これまでにスキー場を運営するに当たり、実績等を集約し、利用者の拡大を図るための取り組みなどをやってこられたのかも伺いいたします。

スキー場を存続していくためには、ただ運営だけを行っていても右肩下がりになることは避けられません。少ないスキー人口に対して、どうやって利用していただけるか、またスキー人口の拡大のために何をしなければならないのか、はたまた利用者はどんなスキー場を求めているのかなどたくさんの情報収集をしなければならないと考えますが、いかがなものでしょうか。

今後、指定管理者制度に移行する場合があったとしても、最低限の情報収集はしておかなければならないと考えておりますので、早急にスキー場の運営について検討いただきたいと思いますようお願い申し上げます、この質問を終わります。

次に、孤独死について質問いたします。

最近では、日本各地、都市部だけではなく、本市のような地方でも孤独死が問題になっております。孤独死という言葉が使われているわけでありますが、実際のところ一定の定義はなく、

家族構成の関係で身寄りがなく、みとってくれる血縁がない場合や、居住地域で孤立していたために、お一人で亡くなってしまわれるという場合があります。特に、私は後者のような社会的な背景が理由で、だれにもみとられることなく一生を終えるというような孤独死を根絶しなければならないと強く思うわけであります。

先日、本市においても孤独死と見られることが起こり、現場を発見した方とお話しいたしました。状況をお聞きしていると、改めて一人でこの世を去る悲しさと無念さを感じざるを得ないところであります。本市でも、平成17年からは毎年数名の方が孤独死をしており、一刻も早く体制づくりをしていかなければならないと考えております。

昨年、本市では、ひとり暮らし高齢者実態把握調査を行い、1,000人弱のひとり暮らし高齢者の実態調査をしたところであります。調査結果には、ひとり暮らし高齢者の生活スタイルや困り事などが集約されており、今後の孤独死防止のためにも、有効活用をしていただきたいと考えております。

また、高齢者地域支え合い事業検討会議や生活介護サポーターの養成など、高齢者を見守っていく環境づくりに努めていただいていることは評価するところであります。しかしながら、孤独死防止の観点から考えますと、行政側からの提案や事業の実施だけでは限界があると思われれます。サポーター養成につきましても、昨年は定員を大きく下回る人員しか集まらず、体制づくりにはまだまだ一層の努力が必要であります。

孤独死したデータを分析しますと、関係機関や離れた家族が発見するケースより、近隣住民が発見するほうが断然早いことが確認されていることから、孤独死の防止対策には、関係機関と地域住民、そして家族との密な情報交換が重要と思われれます。地域の協力を得る上で、各自治会や町内会の構成も大切になりますことから、今後の自治会構成も検討していかなければならないと考えております。

そこで、孤独死に関して伺いいたします。ここ数年、後を絶たない孤独死ではありますが、市として警察機関とどのくらい敏速に情報を共有しているのでしょうか。そして、その情報をどのように取り扱っているのでしょうか。

私は、孤独死防止には、各自治会、町内会にも敏速に情報を伝達し、今後の地域での見守り活動の拡大に努めるべきだと考えていますが、お考えをお聞かせ願います。

また、ひとり暮らし高齢者実態把握調査の結果を踏まえ、孤独死防止にもどう生かしていくのか、御所見も伺いいたします。

そして、先ほども話しましたとおり、地域住民と密接な関係を構築しなければなりません。そのためには、地域担当職員制度もますます地域に密着していくことを切に願うところであります。

孤独死を防止するために一番に考えなければならないことは、地域の人のつながりであり、無縁社会と言われるこの社会の構図を改革することに尽きると考えているところであります。地縁社会を再構築するために、行政と市民がもっと対話をしていかなければなりません。牧野

市長には、今後も更に地域密着型の施策の実現をお願い申し上げます。

最後に、高速道路にかかわる地元の商工業の影響についてお伺いいたします。

北海道における高速道路の歴史をたどってみますと、昭和46年の北広島・千歳間インターチェンジ開通を皮切りに工事は進められ、道央自動車道は北上してまいりました。そして、土別剣淵インターチェンジは平成15年10月4日から供用開始となったところであります。

高速道路の利点として、渋滞の緩和や物流に係る時間短縮など、経済効果の期待が当初より言われてきましたが、地域の商工業に対する経済効果を考えますと、疑問がぬぐえないところもあるわけです。交通の便がよくなれば、生活圏は広がります。そうなれば、人は都市部に集まり、地域の商工業は衰退していくとも考えられます。

また、まさに高速道路が通過した場合、地域にある商業に対する影響もはかり知れません。近郊で言えば、上川町に旭川紋別道がバイパスとして供用開始されたころのニュースを思い出します。上川町は、旭川方面と紋別や北見などを結ぶところに位置しており、地域の商業、特に飲食店などは、まちを通過する車によって経営がなされていたわけです。しかし、高速道路の建設に伴い、バイパスが開通してからは、瞬く間に経営悪化につながったのです。

幸いといえますか、現在において、本市は最北インターチェンジということで、北に向かう車両はまちを通過するわけではありますが、今後、多寄までの高速道路建設は進められるわけで、開通されたときの地域の商業はどの程度の打撃を受けるのか懸念するところであります。

そんな中、昨年6月28日より高速道路無料化社会実験が始まったわけです。休日などは市内の国道40号線も驚くほどの交通量があり、観光客の増加も見られるところではあります。しかしながら、夕方から起こるインターチェンジからまちへ向かう車両の多さを考えますと、本市の市民の多くも、まちを出ていく機会が増えたとも思われます。

先日も新聞記事で、旭川鷹栖インターチェンジ付近に位置するイオン旭川西ショッピングセンターのことを取り上げておりましたが、高速道路無料化に伴い、空知管内からの買い物客が増え、売上げが伸びたとのことです。逆に、旭川台場の国道に位置するコンビニなどは、3割もの売上げの減少で閉店に追い込まれたのです。こういったことから、生活圏の拡大は地域の商業にはダメージがあり、喜ぶのは大手企業が経営する大型店なのだと考えられます。

これからの本市の商工業は、こういった経営を目指すべきなのか、また行政としてどう連携をとっていくべきなのか、非常に大事なことであります。観光に関しましては、最北インターチェンジ土別剣淵へようこそキャンペーンを開催し、土別のPRも行ってきたところではありますが、市外からの参加人数を見ますと、全体の6割近くいるものの、キャンペーン後半になると参加人数の減少が目立っております。やはり生活圏の拡大とともに観光人口も増加したと考えられますが、インターネットなどの情報網の拡大も相重なり、観光客を取り込む競争も激化しているのであります。

これからの観光行政の施策には、観光客のニーズなどのきめ細かな情報とまちの商工業の実

態を把握することが不可欠であり、PRにしましても、有効にしていくにはどうすべきかを考えなければなりません。

そこで、お伺いいたしますが、高速道路の無料化に対する本市のお考えをお聞かせください。

また、無料化によって、市内の商工業にどのように影響してきたのか、そして今後の高速道路の延長によってどのくらい打撃を受けるものと考えているのか、土別の経済悪化を食い止めるためにも、ぜひ御見解をお伺いいたします。

これまでに起こった高速道路開通に伴う各地域の商工業衰退を考えますと、やはり本市にとっても大きな打撃を受けることは間違いないのではないかと危惧するところであり、例えばNEXCO東日本とのビジネスパートナーにより、サービスエリアに土別ブランドの特産物を出品したり、高速道路客を取り込んだ事業の検討も必要ではないかと思うところではありますが、いかがなものでしょうか。

これからの土別の商工業も、先進的な施策が必要であると考えておりますので、行政側と民間企業とが連結して、新たな事業の検討を早急に考えていただきたいとお願い申し上げ、一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、孤独死に関する質問のうち基本的な考え方について答弁申し上げ、その他の項目につきましては保健福祉部長から、高速道路については総務部長から、新学習指導要領及びスキー場については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

本市における高齢者は、これまで幾多の苦難を乗り越え、長年にわたり培われた豊富な知識や技術、経験を生かし、今日の本市の豊かで平安な時代を築かれたまさに地域の財産であると思っております。

しかしながら、昨今、少子化や核家族化の進行などを要因に、ひとり暮らし高齢者が増加してきており、更に人と人とのつながりの希薄化などから、地域や社会から孤立している高齢者の方も少なくなく、こうした状況のもとで、だれにもみとられず孤独死という現実もあるわけでありです。

このため、私は、まず高齢者の日常生活実態把握が必要との思いから、昨年、自治会の協力を得る中で、民生委員や地域担当職員などにより、992人のひとり暮らし高齢者の実態調査を実施いたしました。そして、この調査において、近所づき合いがなく、話し相手がいない人、外出しない人、更には身寄りのいない人、身寄りがいっても疎遠になっている人など、孤立している高齢者の方も多くおられますことから、孤独死はいつでも起こり得ることが懸念されているのであります。

このようなことから、まずは孤立した生活が続く中で、人間の尊厳として起きてはならない孤独死防止のため、新年度から緊急時の際に救急隊から医療機関に迅速かつ円滑につないでいく救急キット、いわゆる命のバトンをひとり暮らし高齢者を中心に新たに配布を計画するとと

もに、更に緊急時に消防署に直結している緊急通報サービスの事業拡大について計画いたしているところであります。

渡辺議員お話しのように、高齢者の孤立や孤独死を防止するために最も重要なことは、今日的に言われている無縁社会から地縁社会に再構築していくことが必要であります。このためには、自治会、民生委員、社会福祉協議会、市などで構成の地域支え合い事業検討会議などにおいて、十分な市民と行政の対話を行い、連帯感を高め、そして各関係者の強い協力連携のもと、従来の向こう三軒両隣で支え合っていた地域住民の共助といった精神を培い、声かけ、安否確認、話し相手など、高齢者を見守り、支えていく仕組みを実現していくことで、地縁社会の再構築に結びついていくものと考えますので、この対応に鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、孤独死における、その防止に向けた対策等の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、高齢者の孤独死にかかわって、市と警察は、どのくらい敏速にその情報を共有し、また、その情報の市における取り扱いについてであります。

孤独死の警察との情報共有につきましては、孤独死が発生するごとに、すぐに警察署からの情報は得られないことから、地域包括支援センターで年数回、警察署から個人を特定しない範囲で情報の提供依頼を行っており、孤独死の人数、性別、年齢、死因、家族状況、更には発見者、発見日及び発見までの経過について把握をいたしております。

この情報の取り扱いにつきましては、地元紙に孤独死にかかわっての情報提供を行い、市民への周知を図るほか、在宅介護相談協力員として委嘱をいたしております民生委員の研修会において毎回紹介し、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター職員も加わり、孤独死防止の方策を話し合い、安否確認の見守り活動として、洗濯物の取り込みや屋内の電灯の点灯及びカーテン開閉の確認など、地域で実施をいたしております。

また、各自治会、町内会にも敏速に孤独死の情報を伝達し、今後の地域での見守り活動の拡大に努めるべきとのことについてであります。ただいま申し上げましたように、警察署から情報が得られないことから、各自治会において活動している福祉パトロール協力員などには、民生委員を通じて地域包括支援センターが把握している見守りの必要なひとり暮らし高齢者の情報を伝えて、活用していただくなど工夫を凝らして、地域への情報伝達を行っているところであります。

次に、ひとり暮らし高齢者実態調査の結果を踏まえ、孤独死防止にもどう生かしていくのかとのことについてであります。

本市における孤独死防止対策といたしましては、緊急通報サービス、配食サービス、福祉パトロール、更には介護サービス事業所やタクシー会社からの通報等による安否確認として実施いたしておりますが、ひとり暮らし高齢者実態調査で把握した自治会ごとのひとり暮らし高齢

者の台帳について、土別市個人情報保護条例に基づき、各自治会や民生委員に提供するなど情報共有化に向け条件整備をいたしているところであります。

更に、調査の結果、近所づき合いがないと答えた方が48名の約5%、外出しないと答えた方が259名の約26%、話し相手がいないと答えた方が33名の約3%となっており、地域の中で孤立されている多くの高齢者がおられる状況にありますことから、こうした方々と地域との密接な関係を保ち、高齢者が孤立しないよう、見守り、支える体制づくりについて、地域支え合い事業検討会議において協議を行い、生活介護支援サポーターの養成拡大も行うなど、高齢者見守りネットワークを推進してまいります。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、高速道路についてお答え申し上げます。

国においては、21年度に引き続き、昨年6月から今月末まで、道央自動車道では土別剣淵から岩見沢間を初め、道内では4路線5区間、全国で1,626キロメートルを対象に高速道路や一般道路の交通量の把握、地域への経済効果や渋滞の状況について、あるいは環境に及ぼす影響を把握するため、高速道路無料化社会実験を行っております。

まず、高速道路の無料化に対する本市の考え方についてであります。

この実験に関しては、これまで利用者の立場、あるいは国道沿線でお店を営む方々の立場、そして運送業者の立場からなど、多様な考え方があることは承知しておりますが、インターチェンジを含め、無料化を想定した道路構造とはなっていないことや、特に北海道においては、一部対面通行の暫定2車線の路線も有し、冬期間での危険性が増加することなどを踏まえ、これまでの報道機関のアンケートに対しても、無料化よりも低料金化すべきと回答してきたところであります。

そこで、無料化に伴う市内の商工業に及ぼす影響についてであります。

国道40号を管理している土別道路事務所に無料化前後の通過交通量について伺ったところ、22年度においては、道路交通センサスは実施したものの、いまだ結果を公表する段階に至っていないことから、具体的な交通量の把握は行っておりません。

また、商工業への影響調査についても、商工会議所では実施しておりませんが、国道沿線のお店の声として、通過台数は増えているとのことであり、こうしたことから、ガソリンスタンドやレストラン、食堂などでは利用者が増加している反面、旭川の大型店や、遠くは札幌方面まで行動圏が拡大していることで、消費の一部流出も見られるなど、一長一短の影響があるものと推測されます。

高速道路の無料化社会実験をめぐっては、関係団体や国民の中でも意見が分かれており、国土交通省では有識者会議を設け、9月までには高速道路のあり方について中間報告をまとめるとのことであり、今後、無料化に対する国の対応を注視してまいりたいと考えております。

次に、今後の高速道路の延長による影響についてであります。

現在、土別剣淵インターチェンジから多寄町までの12キロの区間で、高速道路の工事が進められており、27年度をめどに供用開始するとの報道がありました。今後、多寄町まで延伸した際には、市街地の通過車両が減少することも考えられ、市内商工業界が受ける影響については、新聞等でも報道されているように、これまでの事例では、国道沿線の商店やレストラン、道の駅やコンビニエンスストアなどで2割から3割にも及ぶ売り上げが減少しているケースがあること、更に剣淵町や和寒町の実態から見ても、商工業や観光事業者を中心に、少なからずその影響があるものと危惧しているところでもあります。

このような中で、本市においては、最北のインターチェンジを生かした地域活性化の取り組みの一環として、観光協会とも連携をとりながら、高速道路利用者を対象に、これまでも砂川サービスエリアで特産品の即売及びPRを実施した経過もありますし、21年度からは、観光協会が中心となって、市内33店舗の参加を得ながら、サフォークランド土別ETCでようこそキャンペーンを展開しております。

特に、このキャンペーンについては、NEXCO東日本の協力と支援のもと、今年度からは剣淵町との連携も図ることができたこと、更に参加者からは本市に対する好意的な意見も数多く寄せられていることから、今後、このキャンペーンの充実を期してまいりたいと考えております。

また、サービスエリアでの特産物の販売等については、NEXCO東日本の関連会社が業務に当たっており、出品については、参加資格や仕入れの際の価格などの課題もありますが、これらに関する情報についても積極的に収集してまいりたいと考えておりますし、仮にこうしたお話が進むとすれば、行政として、できる限りの支援に努めてまいる考えであります。

更に、NEXCO東日本としても、独自に地域の特産品を紹介している事業等もありますので、今後こうした事業への参加については、前向きに検討する必要もあると考えております。

高速道路については、広大な面積を有する道北地域における高速交通ネットワークの形成において、農林水産物の生産を初め、豊かな自然を生かした交流人口の拡大、産業・経済の活性化や観光の振興、スポーツの振興に欠かせないものであり、特に高次医療機関に乏しい道北地域にとって、高速道路は重篤な救急患者の第二次、第三次救急医療機関への救急搬送など、いわゆる病院の廊下とも言われる役割を果たしていることなどを勘案しますと、極めて大きな役割を果たす社会インフラでもあります。

高速道路網の整備により商圈が拡大し、更には郊外型の大型ショッピングセンター等が各地で立地していることで、まち中の商店街が苦戦を強いられているという現実、各市町村共通の悩みでもあります。

特に、この高速道路の無料化が始まってからは、予想を超える影響があったことも否めない一面であります。こうしたことから、今後多寄町まで、更には名寄市へ延伸していくことを見据えたとき、高速道路本来の役割を認識する中で、本市が有する独自の魅力をいかに発現していくのか、行政のみならず、商工会議所や観光協会を初めとする関係団体を含め、今から検討

していくことが重要であると考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 小学校の新学習指導要領の全面实施とスキー場にかかわる御質問については、私から御答弁申し上げます。

最初に、小学校の新学習指導要領の全面实施に向けてについてであります。議員のお話にありましたように、平成20年3月公示の小学校学習指導要領にて、第5学年及び第6学年において外国語活動が位置づけられ、年間35単位時間を実施することとなりました。このため、各学校では、平成21年度及び22年度を移行期間として、外国語活動を実施し、平成23年度からの全面实施に向けて準備を進めているところであります。

そこで、外国語活動の評価を実施しているかとお尋ねでございますが、外国語活動の評価に当たっては、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深めること、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ること、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませるといった3つの柱をもとにして、表現の定着や、いわゆるスキルの評価とならないよう、数値による評価ではなく、児童の状況等が把握できるような文章表記による評価を実施しております。

次に、小学校において外国語活動を受けてきた子供たちが中学校に行ってもどのように英語学習に取り組んでいるのか、成果は見られるのかとお尋ねについてでございますが、小学校での外国語活動の経験を生かして、英語を自然に受け入れるといった姿勢や、コミュニケーション活動では、積極的に取り組もうとするといった学習に対する意欲の向上などの成果が見られております。

次に、これまで実施してきた外国語活動の評価を行うことにより、これからの指導内容等にも生かされるのではないかとのお尋ねでございますが、平成23年度から土別市教育研究会においても、外国語活動と英語科の研究班を組織し、小・中学校が連携した授業研究や評価のあり方等について研修を進めるとともに、子供たちが外国語活動に興味関心が持てるような授業づくりを目指すために、各学校では校内研修を中心として作成した指導計画がどのように実践され、児童・生徒の学習状況にどのような成果が上げられたのかを検証することは、これからの指導内容の改善に生かすためにも、学習評価は重要な役割を果たすものであり、今後、評価の方法等についても検討してまいりたいと存じます。

次に、日向スキー場、あさひスキー場の運営についてお答えいたします。

最初に、利用者の拡大のための取り組みについての御質問であります。スキー場のPRとしては、索道協会発行のガイドブックや民間情報誌、更にゲレンデ情報サイトへの掲載などを行っておりますが、日向スキー場については、毎年、道内で最も早くオープンできる自然雪のゲレンデスキー場ということがスキーファンの間で定着しており、他のスキー場がオープンするまでの間は、道内各地から多くのスキーヤーなどにお越しいただいております。

特に、本年は各地で降雪がおくれ、日向スキー場においても、思うように降雪がなく、スキーファンからの問い合わせが殺到する中、スキー場職員が一丸となりコースを整備することで、道内の平地にある自然雪のスキー場として、一番早くオープンすることができ、全国各地のスキー場が雪不足でオープンできずにいるとの話題を取り扱ったテレビ朝日のニュース番組「報道ステーション」でも日向スキー場のオープンの模様が放映され、その後多くのスキーヤーをお迎えすることができたところでございます。

また、日向スキー場の名物ともなっている最大斜度34度を誇るセンターコースは、地元のスキーファンばかりでなく、道内各地からもこのコースを目当てにスキーヤーが訪れておりますが、急斜面であるために雪のつきが悪く、毎年シーズン半ばで雪割れを起こし、滑走不能となっております。そこで、本年は初の試みとして、土別スキー協会及び温根別スキーを楽しむ会の御協力により、スキー場のオープン時にセンターコースを足で踏み固めていただき、そのかいがあってか、現在まで雪割れを起こさず滑走可能となっており、多くのスキーヤーやスノーボーダーに楽しんでいただいております。

一方、あさひスキー場におきましても、ナイター営業終了時間を平成6年度から午後8時から午後9時に延長し、夜間の集客に努めてきましたが、残念ながら、スキー少年団以外の一般スキーヤーの集客が思うように伸びていないといった状況にあります。

両スキー場とも、フードつきリフトやレジャー施設といった付加価値のある民間経営のリゾート型スキー場のように、多くの家族連れや観光客等を集客するという事は、設備の面からも大変難しい状況にあるところでございます。

次に、スキー場としての情報収集についてのお尋ねであります。両スキー場とも、その利用主体は地元市民であり、その多くはスキー授業やスキー学校、あるいはスキー少年団などで学ぶ子供たちであります。シーズン前には、利用団体のシーズン中の利用希望スケジュールをお伺いし、各団体が安全に効率よく学ぶことのできるよう、日程等の調整を行うとともに、練習に使用するポールなどの用具につきましても、指導者の御意見のもと、随時補充するなど、子供たちが効率よく上達できるよう、環境整備に努めているところでです。

また、幼児教室などでは、リフトに乗ったことのない子供でも、安心してリフトに乗りながらの指導が受けられるようにと、指導者とスキー場職員とが連携する中で、安全にリフトに乗せるなど、教育施設としてのスキー場ならではの授業が行われておりますことから、指導者や子供たちからの要望等は十分お聞きしておりますが、一般利用者からの御意見をお伺いする機会は設けておりませんでしたので、今後アンケート調査などを実施するなどし、積極的に一般利用者のニーズの把握にも努め、よりよいスキー場の運営を目指してまいりたいと存じます。

最後に、2カ所のスキー場の運営についての御質問ですが、本市のスキー場は、スキー授業を初め、スキー少年団やスキー学校など、地元の子供たちの学習の場としての役割があり、雪国土別で育つ子供たちに、ウィンタースポーツの代表とも言えるスキーに親しめる環境を提供し、スキーができる子供として育てていくことが重要であるという面もでございます。

しかしながら、スキー人口が減少している状況を受け、スキー場運営におきましては、これまでも日向スキー場においては、スキー授業が終了する3月初旬からは平日の午前中の営業を休止しており、あさひスキー場においても、冬休み期間中とスキー授業がある日を除き、午前中の営業を休止するとともに、土日祝日の営業を午後6時までとするなど、経費の節減に努めてきたところでありますが、本市のスキー場の将来像につきましては、複数のスキー場の必要性や指定管理者制度への移行も含めて、管理運営方法について、新年度に予定しております公共施設全体の見直しにあわせ、総合的に検証してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 6番 粥川 章議員。

6番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、高齢者等入浴料助成事業についてお尋ねをいたします。

中心市街地交流施設「ぶらっと」と、4月より開設される朝日交流施設「和が舎」は、その地域の交流施設として、市民が交流を深め、また話し合いのできる場所として、期待が寄せられています。新年度予算として、市から提案がありました入浴料金補助については、70歳以上、このうち生活保護法の最低生活費の1.2倍以下の収入の者、母子家庭、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉等の手帳保持者は2分の1を助成する内容になっています。これらは、福祉施策の取り組みと理解いたしておりますが、お尋ねしたいことは、これらの所得制限に該当しない70歳以上高齢者の入浴料金についてであります。

今回設定されました「和が舎」の入浴料金は、旧朝日老人保健センターの4倍となりますことから、朝日地域の高齢者より負担低減の声が寄せられています。土別市全域において、高齢化率が高まっている中、高齢者の外出機会を高めることにより、引きこもり防止を初め、健康増進にもつながること、更に70歳以上の高齢者につきましては、入浴の機会が多く見込まれ、入浴者数の増加も期待できることなどから、例えば両施設とも入浴料金を300円に設定できないかと考えるものですが、市の御見解を伺いたいと存じます。

次に、地域担当職員制度についてであります。

この制度は、市長のマニフェストとして、昨年4月からスタートされ、目的として、市内全域にその地域の担当となる職員を配置することにより、市民と行政が情報を共有することにより、地域課題の解決やまちづくりを推進していくものとして、その役割は、行政情報の提供や地域づくりに関する情報、地域の実態や課題、要望等の把握、地域政策懇談会の開催に向けての取り組みとされています。

現在、土別市には73の自治会組織があり、それぞれ多様な考え方や活動方針の中で自治会が運営されているものと考えますが、地域担当職員としての今日までの活動の中から、地域での課題や提起、要望などの主な内容をお知らせください。

また、今後の活動に向けての地域担当職員の検証は、どのように行われたのでしょうか。

最後に、農業委員会にお尋ねいたします。

農林水産省はこのたび、農地の所有権移転や賃借などの許可事務を迅速化するように指導する通知を農業委員会に対して出しました。指導は、2009年1月における通知、農業委員会の適正な事務実施についてを一部改正されたもので、目標としては、農業委員会の役割や許可の手順を広く公開し、国民の理解を求めるものとされ、改正通知では、農業委員会ごとに申請から許可までの標準処理期間の目標を設定、公表することとされ、総会の時期や許可手続の手順、仕組みなどを詳しく公開し、市町村のホームページに明示する内容になっています。

そこで、お尋ねしたいことは、農業振興地域の整備に関する法律第18条に規定する農業委員会のあっせんにより土地等を譲渡した場合には、税法上の特例、措法34条3項の規定により、譲渡所得から800万円の控除を受けられることになりましたが、これに該当する土別市内の過去3年間のあっせん件数をお知らせください。

また、認定農業者等が農用地の権利関係の調整を求める場合には、農用地の調整を農業委員会に申し出、委員会は申し出にかかわる調整を行わせるため、地区別に調整委員を選出することになります。

そこで、お尋ねいたしますが、その地区の農業者としては、こうした委員会あっせんによる土地譲渡の事項についての情報等を公平に知り得る必要があると考え、今後、これらについての公示、公告などの情報提供を求めるものでございますが、この点についての御見解をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、地域担当職員について答弁申し上げ、高齢者等入浴助成については朝日総合支所長から、農業委員会の情報公開については農業委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

地域担当職員につきましては、市民が主役の市政実現に向けて、市民と行政とがさまざまな情報を共有し、相互の理解と連携を深めることを目的に、昨年4月からスタートしたところであり、次長職以下の管理職116名を16地域に区分した市内全地域に配置し、行政情報の提供や地域の課題の把握、まちづくりにかかわる意見提言の聴取などを主な活動としているところであります。

初年度の具体的活動としては、まずこの取り組みを市民の皆さんに知っていただくとともに、

職員と市民、市役所と地域との距離感を少しでも縮めてもらうため、自治会の役員会などを活用して、地域との顔合わせを行うところから活動を開始しました。その後、6月から8月にかけては、自治会役員や民生委員の御協力もいただきながら、ひとり暮らし高齢者の実態把握調査を実施し、更に10月下旬からは、各自治会との連携により地域政策懇談会を全地域で開催してまいりました。このほか、地域からの要請や相談に応じて、自治会の会合や説明会等への参加、あるいは地域要望箇所の現地確認とその対応などにも当たってきたところであります。

ひとり暮らし高齢者実態把握調査につきましては、ひとり暮らしをされている高齢者992名のうち716名の方々について、地域担当職員がその調査を実施したところであり、これらの結果を踏まえ、今後の見守り体制の確立などに役立てていく考えであります。

また、地域政策懇談会においては、1つのテーマとして、公認パークゴルフ場の建設についての意見をお伺いすることを設定し、更に一部地域では、つくも水郷公園の再整備や路線バスの効率的運行と利便性向上の取り組みなど、それぞれの地域に係る行政課題について御意見を伺ったほか、市政にかかわるさまざまな意見、提言、あるいは要望等についてお聞きしてきたところであります。

これらのほかにも、日常的な活動として、地域からの相談や依頼を受け、担当職員が地域に出向き、お話を聞いたり、地域要望箇所の現地確認を行ったりしながら、所管部署等との連携のもとに対応しているところであります。

こうした活動については、その都度活動報告書をもって報告されているほか、意見、要望、質問等の案件については、処理カードを作成の上対応しており、その総件数は2月末現在で81件となっています。主な内容としては、道路や公園、河川、排水などの生活基盤の整備についての要望を初め、交通安全対策や環境保全、美化対策、保健医療体制、観光振興、公共交通等に関する意見、あるいは地デジ化対応についての質問など、多岐にわたるものとなっています。

これらについては、速やかに所管する部署において改善策や意見、提言に対する検討を行い、対応に努めているほか、即時対応できないものや質問に対しては、その理由も含め、直接または地域担当職員を経由して回答させていただいております。

粥川議員お話しのとおり、各地域や自治会にはそれぞれの考え方や活動方針があり、それぞれに課題も異なっていることなどから、地域担当職員としての活動にも多少の差異が生じていますが、副市長を筆頭に、各地域担当職員のリーダー等による連絡会議を開催し、全市的な見地で情報を共有し合うことに努めるとともに、より効果的な制度となるよう意見交換も行っており、地域の声の聴取方法や対応方法などについても、随時改善を図るよう努めているところであります。

制度の施行からようやく1年を迎えるという時期でもあり、十分な検証には至っておりませんが、一定の役割を果たし始めていると同時に、担当職員の活動の方向性を更に明確化していく必要もあると感じており、今後更に制度としての実効性を高めるべく、連絡会議等での検討を進めながら、期待する成果や効果でもある市民と行政との距離感を縮めること、市民目線で

地域課題を把握すること、地域課題解決に向けた実効性の高い施策をつくることに一層努め、制度の充実を図ってまいりたいと考えています。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 川越朝日総合支所長。

朝日総合支所長（川越一男君）（登壇） 私より、高齢者等入浴料助成についての御質問にお答えいたします。

本制度における収入基準要件は、満70歳以上の高齢者の方について、その世帯の収入額が生活保護法による最低生活費認定額を1.2倍した額以下の収入であることを要件としております。この要件は、福祉施策として経済的弱者の負担軽減を図り、利用していただくことを目的とし、公平性を図るため、一定の収入基準を定めたものであります。

そこで、収入基準要件に該当しない満70歳以上の方の入浴料軽減は図れないかとの御質問がありました。そうした場合、満70歳以上の方全員が助成の対象となります。粥川議員お話しのように、高齢者の外出機会を高め、引きこもり防止を図ることは、本制度の大きな目的でもあり、大切なことと受けとめており、市においても、敬老バス、生きがいデイサービス、外出支援サービスなどの事業を通して、高齢者の引きこもり防止対策を講じているところであります。先ほども申し上げましたとおり、本制度は経済的弱者に対する福祉施策と考えておりますことから、御理解を賜りたいと存じます。

また、粥川議員から入浴料300円との御提言がありましたが、平成23年度は本制度実施の初年度ということもあり、対象者数の状況や利用状況など予測のつかない部分がございますので、実施結果等を検証し、今後も高齢者等の健康で心豊かな生活環境の充実、交流活動の推進と福祉の向上が図られるよう、利用者の声もお聞きしながら、その対応に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君）（登壇） 私から、農業委員会の情報公開についてお答えをいたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置される行政委員会として、農地法その他の法律により、その権限に属させた事務及び農地等の利用の集積、その他農地等の効率的な利用促進に関する事務等を行っております。

そこで、お尋ねのありましたこれらの事務の中で、農業委員会のあっせんにより土地等を譲渡した過去3カ年の件数についてであります。平成19年度では63件、平成20年度では61件、平成21年度では44件となっており、過去3年間における土地等の譲渡での農地の流動化は、全体的に減少傾向となっております。

次に、認定農業者等から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申し出があった場合、その内容についての情報を公示、公告などによる情報提供にかかわってのお尋ねござい

ます。

農業委員会は、認定農業者等が規模拡大などによる農業経営改善の実現のため、農用地の利用権設定等の申し出があった場合、その利用調整に努めることが重要な業務となります。

このことから、利用調整を行う場合には、まず1点目に、申し出者の希望を十分把握することにあります。具体的には、希望する農地の場所、面積、賃借料、売買価格などです。

2点目には、売り手、買い手の仲介に入り、両者が納得、合意するまで話し合いを行います。このときに、農業委員が調整委員として入りますが、日常業務の中で利用集積についての周知と指導を行うなど、情報収集に努めております。

3点目に、対象となる農用地の権利関係を調査し、調整を行います。また、必要があれば、各農業関係機関から意見をお聞きすることもあります。

以上、これらのことを心がけて利用調整をいたしますが、いかなる場合においても、認定農業者等の効率的で安定的な経営の確立を基本として行っております。

また、農用地等の権利を取得させるべき農業者の要件及び順位は、農地移動適正化あっせん基準に基づき、認定農業者であって、あっせんすべき農用地等の位置その他の利用条件から見て最も効率的に利用できると認められる者、更に農地の集団化に資する程度が大きく、地域農業の中核的担い手と認められる者に対して、優先的にあっせんすることとなっております。

これらの内容は、調整委員として活動をしている各農業委員があっせん対象者名簿及び調書を作成して、農用地等の利用調整を図っており、特に売買価格、賃借料は、申出者の希望も酌み入れる中で、地区ごとの状況を判断して、適正で、かつ公平に実施をしております。

このようなことから、その地区内において近い将来、離農予定、規模縮小の農業者の方は対象外となりますが、議員のお尋ねであります申し出があつてからあっせんをするまでに、土地譲渡の事項をその地区の農業者に情報提供することは重要と考えますので、個人情報の保護等に配慮しつつ、今後も情報提供が十分なされるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、あっせんが成立した場合は、農業委員会総会での決定を経て、市は農用地利用集積計画を定め、その旨を公告し、その内容等につきましては、農業委員会の総会議事録としてホームページに掲載をし、農業委員会事務局においても縦覧をしております。

以上申し上げてまいりましたが、議員お話しのように、これまでも農業委員会といたしましては、法律に基づく必須及び任意の業務等について、ホームページなどに掲載することで情報の提供をしてまいりましたが、今後も業務の内容等を農業だより、業務報告書などにも掲載することで、これまで以上に広く公開し、あわせて農用地等の利用調整につきましては、耕作放棄地が発生しないように、農地の効率的な有効活用を図るため、関係機関とも協力し、利用調整活動を強化して取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 10番 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1のテーマとして、日向温泉のPR活動について取り上げます。

私自身は、日向地区の各種スポットについては、長年の間、かくのごとく考えておりました。それは、知る人ぞ知る温泉であり、アウトドアの上級者が訪れ、静かな夜を過ごすひっそりとしたキャンプ場であり、ハクチョウやカモなど渡り鳥観察の穴場であり、リフトに並ばずに済む手軽なスキー場であると。そして、願わくば、このまま野趣にあふれた、いわば秘境であってほしいと。しかしながら、このたびの日向温泉存廃論議に加わってみると、のんきなことも言ってもらえなくなり、さまざまな資料も読み、はたまた自分自身が温泉やスキー場、路線バスを利用して見て、やはり痛切に感じたのは、とにかくもっとPRしてみてもよいのではということでした。

今、経営判断を下すに待ったなしの状態であるのはわかりますが、せめてバスとスキー場との2つの側面から、精いっぱい広報宣伝を行ってみて後に、データをとり直しても遅くないのではないかと考える次第です。

バスについての1点目は、土別軌道路線バス中多寄線への運行支援についてであります。

昨年秋、はまなす財団の報告書を受けてから、11月25日付で市が作成した資料によると、日向温泉利用者の1割程度しか中多寄線の路線バスを利用していないとされていますが、私は単純にPR不足の面もあるのではないかと思います。

日向温泉のホームページを開きますと、「JR土別駅・風連駅から土別軌道の定期バス（中多寄線）が運行しております。日向温泉の乗降は、無料となっております」と明記されていますが、同じような文言はJR土別駅待合室の日向温泉広告看板には明記されず、また中多寄線の各停留所にもありませんし、更にはバス車内にすら見かけませんでした。私が2月のある日、実際に乗ってみたときは、バスが日向温泉に到着して、運賃を払う段階になり、私がポケットから財布を出したところで、ようやく運転手さんから待たがかかり、無料だから財布はしまってくださいと言われました。無料はうれしいんですが、考えてみると、このような周知不足では、補助事業として相応の力が入っていないのではないかと心配になります。日向温泉存続のためにバス運行を助成しているのですから、バスの車体に日向温泉で乗降した場合は運賃無料と広告板を取りつけてもいいくらいの話であります。

ちょうど2年前の3月に策定した土別市地域公共交通総合連携計画にも、公共交通利用促進のためのPR活動と情報伝達媒体としての車両の活用に取り組むと、割と大々的に書いてあります。

そういえば、昨年春のハイブリッドバスの導入は、土別のバスもまだまだやる気だなと。PRする効果が抜群であり、私のかかわる保育園の園児たちなどは、「あっ、ハイブリッド736だ」と、ナンバープレートの数字まで覚える人気ぶりです。対して、中多寄線バスの車体はとても古いですが、動く情報媒体としてバスが持つ価値やアピール力は新車に劣らずあるのですから、ぜひ車体を使った日向温泉のPRも検討していただきたいものです。

中多寄線の今までの運行実績や利用実績などのデータとともに、PR方法の件について御所見をお伺いいたします。

バスに関連して2点目です。日向温泉入浴者に占める中多寄線利用の割合は少ないかもしれませんが、冬の間、スキー場のみの利用に当たって、小・中学生のバス利用は相当数あると思われるかもしれません。もしそうであるならば、車内の一角にスキー置き場をつくるなどすることで、バスそのものをいわばスキーバスとして利用促進並びにPRを行う余地も出てくるのです。先ほど触れたとおり、車体も古いですが、むしろ逆手にとって、レトロなバスでちょっとした旅気分も味わえると、そういう売り込み方もないわけではないと思います。

折しも、新年度予算案では、小・中学生については、休校中の郊外線バス運賃利用を無料化する案となっており、そうすると、例えば各路線のバスの車内もしくはバス停にスタンプを設置して、子供向けのスタンプラリーを実施するなど、利用促進策にも幅が出てきます。子供たちが利用したくなるようなバスであることも重要ですので、スキー置き場などもぜひ御一考のほどお願いします。

次に、バスの話を離れ、日向スキー場利用者へのPRについてです。

ここでは、自家用車でスキーに来るファミリー層などを頭に描いてください。

この冬の少ない雪の中にあっても、スキー場の利用者数は堅調に推移しているようです。リフト券購入につき、温泉入浴優待券をつけるくらいは今すぐにできる施策でないかと考えますが、いかがでしょうか。優待券をつけたところで、何人入浴に来るかわかりませんが、日向温泉に思い入れもかわりもなかった、そういうファミリー層に関心をまず持ってもらうことが先決です。

せんだって、市民文化センター研修室で行われた予算案説明の全員協議会において、斉藤 昇議員より、日向温泉フロントに置いてある市民の声ボックスについて御質問が出ていました。更に、より広範な市民の声を聞くとするならば、やはりスキー場を利用するファミリー層の意見や動向がかぎになるのは確実であり、常連の高齢者だけでは、残念ながら経営がもたないのははっきりとしていることじゃないでしょうか。温泉に思い入れがない分、ファミリー層の方々は斬新な意見も言うものです。実際、私が日向スキー場のログで温泉経営難の話を何人かに振ってみたところ、中国人富裕層に山ごと買い取ってもらえばとの提言もあり、はたまたマッサージやエステが安く受けられる温泉になったら、子供にスキーをやらせながら、私は温泉に入り浸るかなという、なるほどと思わせる女性の意見もありました。

この点、午前中、渡辺英次議員の質問に対し、安川登志男教育長がスキー場利用者へのアンケートを行うと答弁されていましたが、スキー場利用者から見た日向温泉についても、意見をぜひ聴取していただきたいと考えております。

ともあれ、日向地区よりあらゆる意味で規模が大きく、また旭川市に近くてアクセスの有利さもあるはずのぴっぷスキー場と温泉の遊湯ぴっぷでさえ、スキー人口の減少を受け、最近では経営も楽ではなく、ぴっぷスキー場のラジオCMを聞けば、アフタースキーは温泉だと、行

楽パターンを確立させた宣伝をすることで生き残っています。日向温泉、また日向地区も、休日の過ごし方のスタイルを提案できるような施設の配置やあり方でなければ、今後は厳しいと思います。スキー場と温泉との関係について、御所見をお聞かせください。

さて、ここで率直に申しますが、私はやはり縦割り行政の壁があると思わざるを得ません。スキー場のことは教育委員会、温泉やキャンプ場などは経済部が行う林業行政と担当分けしているわけですが、思うに、日向温泉のフロントでスキー場のリフト券を扱っても何ら問題ないわけで、とにかく物販に係るコストの高さ、売り上げに対する経費の過大さは、はまなす財団に指摘されているとおりなのです。

他方で、スキー場ロッジではどうかというと、自動販売機の飲み物しか飲めないんです。ですから、きちんとドリップしたコーヒーが飲みたいとか、はたまた食事をとりたいときは温泉のレストランへ行きなさいと、そういう仕組みにはなっています。しかし、考えてみると、これではいかにも売り手優位な話であって、物販や食事の売り上げを伸ばすならば、別にロッジに出前したっていいのではと思います。行政は縦割を乗り越えて、日向温泉の物販に貢献するような方策をどんどん打ち出して、支援していきたいものですが、いかがでしょうか。

日向地区の観光のあり方について、締めくくりに持論を言わせていただきますが、私はしゃにむに叱咤しているわけではありません。冒頭に述べたとおり、ほどほどの経営を目指して、山合いの静かな施設であっても構わないと思います。現代はスキーもキャンプも管理主義全盛時代であり、それに見合った数千円の料金を取られたりもするわけですが、世界には管理されたアウトドア娯楽を求める人ばかりではないです。レトロな無料バスでアクセスして、入浴とスキーもしくはキャンプ、すべて穴場ですよ、あるいは今どき安いレジャーが楽しめますよと、そういうふう売り込む活路もあると思います。しっかりPRには取り組んだ上で、管理主義的な娯楽に対するアンチテーゼとしての日向地区観光のあり方をぜひとも考えていきたいものであります。

第2のテーマは、家庭用融雪槽の普及促進についてであります。

十数年の歴史がある土別市融雪施設設置資金貸付制度は、土別市総合計画の第4章 快適で潤いのある生活環境づくりの一環として盛り込まれています。融雪施設としては、ロードヒーティング、それから屋根に取りつけるルーフヒーティング、そして融雪槽の3つが挙げられています。まず、この貸付制度の利用実績について承っておきます。

次に、この3つの中でも、ことロードヒーティングについては、近年の原油高騰やエコ意識の高まりによって、もうその時代は終わったと言えると思います。他方で、融雪槽については、電力や燃料を消費はするものの、技術の進歩により省エネルギータイプが出てくることも考慮すれば、今後は家庭用に普及することが期待されます。

商店街や国道沿いなどでは、雪を流す流雪溝が運用されていますが、家庭については、融雪槽を使い、雪を水に変えて地下に浸透させていく方向性が雪処理のあり方としても適切ではないかと思われます。

ガソリンや軽油などの動力や重機を使って除排雪する時代から、水にしたり、冷房に転用したりしていく資源としての雪に長期的には変わっていかざるを得ないと予想するものです。今後に向け、家庭敷地内に降った雪の処理も、融雪槽などを活用して行うという展望について、市としてどう考えられるでしょうか、お聞かせ願います。

ただ、本市は、本邦1、2を争う低温地域でもあるため、雪というよりは、氷の処理と考えほうがよい場合もありますので、留保がつくのも理解した上でお聞きする次第です。

3点目ですが、この融雪槽、子供が頭から転落しておぼれ死ぬという痛ましい事件がこの冬に当別町の太美において発生しました。つまり、融雪槽にはふたが必須ということをお話しているわけです。

本市の貸付制度も、ふたつき融雪槽を条件にしていますが、ふたをつけることによって、設置費用もかさむし、設置に二の足を踏む要因になるかと思えます。ですから、私は融雪槽について、貸付制度から一歩進んで、補助制度を提案したいのですが、その場合、例えばふた代だけの補助というのも一つの考え方であるとは思いますが、ぜひ検討してほしいのですが、考え方をお聞かせください。

最後に、第3のテーマに入ります。それは、児童・生徒の通学時安全確保についてであります。

いわゆる安心・安全な地域づくりという点での私の基本的立場をまず述べておきます。安全確保を大義名分として、監視カメラの数を増やしたり、警察力増強などで対応するのは、かえって人心が荒廃し、間違った方法であるとは考えております。日常の通学路でのあいさつなどを通して、地域住民と児童・生徒との間に幾ばくかの面識があると、そういうことが決定的に重要だと思えます。会えばあいさつする程度の関係が構築されている、そういう地域というのは、べたべたしたわずらわしさもなく、逆に殺伐さもなく、他人との距離がほどほどに保たれているわけです。その点では、地域社会、なかんずく自治会の役割が大きく、この間、街頭に立たれた方々の活動には深く敬意を表する次第です。

1点目で、当初、2月17日木曜日に何者かが児童の衣服を切りつけたとされる事案について、詳しい経過をいただこうと思い、質問通告にもそのように書いたんですが、基本的にこの件ははっきりしていない事案であり、当事者の精神的、身体的状況にも影響するため、一般質問になじまないと考えられるので、この件は取り下げます。

そこで、仮の話として、いざ児童・生徒が事故に遭ったり、事件に巻き込まれたり、はたまた凶器を持って通学路周辺の市内を徘徊している人物がいたなどの場合の連絡体制についてお尋ねいたします。

こうした情報は、警察や防犯協会を経由して、主にファクシミリを使ったりして、保育園、幼稚園ほか公共施設、それから人の多く出入りする場所にも通知されているようです。しかし果たしてファクスが最善で最速に伝わる方法なのか。確かに口頭よりは書面で伝わるほうが正確ですし、ほかに有力な媒体や方法があるとも思えませんが、ファクス番号の変更の有無など

も含めて、定期的な見直しはされているのでしょうか。

また、市の広報車などを利用して、緊急の告知や啓発を行うという場合はあるのでしょうか。あるのだとしたら、出勤の基準などをお知らせください。

次に、連絡体制に付随して、いわゆるうわさ、すなわち流言対策についてもお尋ねいたします。

思うに、正確な情報が決められたルートで迅速に流れるということができていれば、余り流言飛語が発生する余地はなくなるのです。しかし、実際にはそう簡単にはうまく情報が流れず、はたまた昨年、第4定例会での小池浩美議員への答弁にもありましたごとく、児童・生徒の勘違いや、もしくは過剰反応が原因で、撮影業務に従事していた測量員が不審者に間違えられたりするケースもあるわけです。

仮の話ですが、例えば余りにも人権感覚にもとるうわさや中傷などが流れてしまった場合は、流言やうさわを否定する内容の通報というも行われると、そのように考えていいのかどうかお聞かせください。

次に、児童・生徒への安全教育に関連して、地域の見守り体制について1点お伺いします。

例えば、「いかのおすし」など、合言葉を含めてわかりやすく万一のときへの対応を児童・生徒に知らせて、学校や児童館で訓練もしているようで、その努力を評価しております。

子供たちが地域住民の側へ助けを求めるという意味では、教育の効果は大変上がっていると感じる次第です。しかし、逆にこども110番の家、声かけ目配りの家を掲げた家庭については、飛び込まれた後にどうするか、対応を十分に訓練してあると言えるでしょうか。

実は、私の家でも声かけ目配りの家を掲げてはいるのですが、例えば朝の出勤前の忙しい時間帯に、もしも子供が助けを求めて飛び込んできたら、どう対応すればいいのかと正直考え込むときもあります。こういった場合は警察に連絡、こんなけがは病院だよと、あるいは消防だよ、はたまた学校に連絡するというふうに、こども110番の家協力家庭向けに、何らかの機会をとらえて、若干の講習を行っても損はないと考えていますが、いかがでしょうか。

この件の最後に、児童・生徒の安全に関して、空き家対策をお伺いします。

土別南小学校の近辺も、最近では空き家が増えてきて、冬場は屋根からの落雪の危険もあり、夏場や思わぬ死角になりかねません。子供が道草で空き家に入り込んだりしないよう、一層啓発願いたく思いますので、その点よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、家庭用融雪槽に関する御質問のうち、資源としての雪について答弁申し上げ、その他の項目については建設水道部長から、日向温泉については相山副市長から、児童・生徒の通学時安全確保については教育委員会からそれぞれ答弁を申し上げます。

国忠議員お話しのとおり、雪を水に変えて地下浸透とする処理方法や、単に除排雪するだけ

でなく、資源としての雪の活用について検討していくことは、長期的には非常に重要なことであると考えているところであります。

道内における雪エネルギー活用事例といたしましては、国内初の雪エネルギーを利用した米貯蔵施設を建設した沼田町の雪山センターによる冷房、食料品貯蔵を初めとして、道立の北方建築総合研究所や新千歳空港ターミナルビル、札幌市のモエレ沼公園のガラスのピラミッドなどの公共建築物にも雪冷房システムが採用され、地球温暖化対策における新エネルギーの導入の一つとして活用され、エネルギー費用やCO₂の削減に効果を発揮しているところであります。

特に、本市のような豪雪地域にとりましては、エネルギーの有効活用策として、地球環境に優しく、かつ省エネルギーという観点からは、雨水等を地下浸透とする方式や自然エネルギーとしての雪冷房の採用など、今後検討しなければならない課題であるにとらえているところであります。

そこで、これまでの本市における自然エネルギー活用や環境共生に対する取り組み状況についてであります。平成8年度から共同貯蔵施設において、コンテナによる氷室を設置し、加工施設で使用するバレイショの良質な長期貯蔵に十分な効果をもたらしているところであります。

また、平成14年度から建てかえを行いました北部団地には、カバードウォークや駐輪場の床を透水性コンクリートとして、屋外駐車場には透水性のアスファルトにより舗装を行うなど、環境共生型住宅の整備に取り組んできたところであります。

今後におきましても、自然エネルギーの活用や地球環境に優しい施設整備のあり方など、国忠議員お話しのように、新たな情報等にも注視しながら、調査研究してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、家庭用融雪槽の普及促進につきまして、資源としての雪を除く御質問にお答えいたします。

初めに、本市が行っている融雪施設設置資金貸付制度の内容につきましては、冬期間における快適な生活環境の向上を図る目的で、住宅及び事業所などの敷地内に新たに設置し、雪処理を行うとする市民、事業者に対し、設置資金の一部もしくは全部を対象に、最高80万円まで無利子で貸し付ける制度として、平成10年度に創設したものであります。

なお、貸付対象となる施設は、国忠議員お話しのとおり、融雪槽、ロードヒーティング、ルーフヒーティングで、地下水利用のタイプや移動式のものは対象外となっているところであります。

次に、本制度における利用実績についてであります。制度創設から現在までの総利用件数は77件となっており、その内訳につきましては、ロードヒーティングが35件、融雪槽が40件、ルーフヒーティングが2件となっております。

制度開設後、約13年間が経過いたしますが、16年度までにつきましては、年平均10件程度の利用がありましたものの、17年度以降におきましては、年1件から多くて3件と、減少傾向となっているところでありまして、21年度ではゼロ件、本年度はルーフヒーティングが1件という利用状況であります。このことにつきましては、近年の原油価格の高騰といったことも一つの要因ではないかと考えているところであります。

そこで、ロードヒーティングに比較して電力や燃料を余り使用せず、かつ地下水にも影響の少ない融雪槽の普及促進をすべきではとのお話であります。確かに融雪槽はコスト的には有利な面もあると考えておりますが、投雪に要する作業が必要であり、施設を有効に活用するためには、それなりの労力を費やさなければなりません。一方、ロードヒーティングやルーフヒーティングの場合におきましては、除雪等の手間がほとんど必要なくなるということもありまして、高齢世帯などにとってはメリットも多くなると考えられるところであります。

したがいまして、本市の制度では、いずれの方式も貸付対象としているところであり、これらの融雪施設の設置促進を図るため、市のホームページに制度の案内を掲載しているほか、広報しべつのお知らせ版等に毎年掲載しておりますが、昨年におきましては、7月から11月に連続5回の掲載を行い、融資制度の一層の周知に努めているところであります。今後も引き続き取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、最近発生した融雪槽での転落事故にかかわる案全対策として、ふただけの補助も一つの考え方ではとのお話でございますが、本市の制度におきましては、議員お話しのとおり、融雪槽の設置に伴う子供などへの安全対策として、貸し付けに当たり、投雪口に落下防止等の安全設備があるものを条件としており、完了時に確認を行い、事故防止に配慮しているところであります。市内には貸し付けを受けずに個人が設置した融雪施設も数多くあると思われるので、まずはそれらの所有者等に対し、安全対策についての周知を行いながら、適切な維持管理に努めていただくよう注意喚起してまいりたいと存じます。

なお、今後におきましても、市民の方々が、快適な冬の生活を送るため、現行制度を有効活用し、融雪施設の整備促進に向け、より一層の周知に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、御答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、日向温泉にかかわっての無料路線バス事業の利用状況とスキー場と関連した取り組みなどについての御質問にお答えいたします。

日向温泉行きの無料バスにつきましては、昭和58年12月に温泉施設が市に移管されて以降、日向温泉及びスキー場利用者の利便性を確保するために、土別駅前から日向温泉を經由し、風連駅までを土別軌道の路線バス、中多寄線とすることで、現在は上り3便、下り4便を運行することとあわせ、上土別出張所から日向温泉まで、月往復2便を貸切バスとして運行しております。

平成21年度の利用実績につきましては、日向温泉前の下車人数で申し上げますと、路線バスの

士別駅からは5,987人、風連駅からは2,657人の計8,654人となっております。また、貸切バスの上士別出張所からは146人となっており、路線バス、貸切バスを合わせて8,800人の利用実績となっております。

しかしながら、近年は日向温泉とスキー場ともに入り込み客が減少したことに伴い、バスの利用者も減少傾向にありまして、中でも上士別出張所からの利用客の減少が著しく、新聞紙上でPRをいたしましたものの、平成22年度は2月末までの利用客数が70名にとどまっており、平成21年度実績の5割にまで減少している状況にあります。

このため、平成23年度においては、上士別出張所からの貸切バスを廃止することとし、宿泊や宴会で10名以上の利用につきましては、電話予約により日向温泉のバスで送迎をすることとしております。

そこで、お話の路線バスの利用者に運賃が無料であることを知らせる表示がないということについてであります。このことは日向温泉への入り込み客誘致という面において、事業効果が薄れることに加え、バスを利用される方々に不安感を与えるものでもありますことから、まずは士別軌道に対して、早急な表示板の設置をお願いするとともに、JRの各駅に対しても広告板の掲示をお願いしてまいります。

また、スキー利用者向けとして、バスにスキー置き場を設置してはとのことですが、バス利用者のうち、一般客は出入り口付近を利用し、スキー客は比較的荷物が多いため後方を利用している実情から、スキー置き場を設置するためには、入り口付近の座席を取り除き、転倒防止のさくなどを取りつけることも必要となると思われますので、今後このような設置が可能かどうかについて、お話がありました車体を使って日向温泉のPRをすることとあわせ、士別軌道と協議をしております。

次に、日向スキー場利用者と日向温泉との連携についてであります。

このことにつきましては、これまで日向温泉の集客力強化の一環として、指定管理者である農協と経済部、それと教育委員会とが連携する中で、温泉の宿泊者に対してスキーリフト料金を半額とするパックを実施しており、平成20年度は大人94人、子供19人の計113人、平成21年度は大人80人、子供21人の計101名、平成22年度は2月末現在で大人68人、子供14人の計82人の方に御利用いただいているところであります。

しかしながら、一方では、スキー場利用者に対する温泉利用PRという面においては、お話のように、新たに取り組むべき余地はまだあるものと考えているところであります。したがって、温泉食堂からスキーロッジまでの出前ということにつきましては、配達員の確保やゲレンデを横断しなければならないことなど、現段階では課題も多く困難と考えますが、平成23年度においても、現有施設において指定管理による運営を予定するものでありますことから、スキー関係団体、更には日向温泉利用者の方々からこれまでにいただいてまいりました貴重な御意見を参考として、日向温泉のホームページにおいてスキー場の情報を発信することや、民報ラジオや地方FMラジオを活用してのPRも含め、スキー場と日向温泉の関係者が十分に

協議を行う中で、それぞれの入り込み者数が相乗的に上がる事業の展開を目指してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私からは、児童・生徒の通学時安全確保について御答弁を申し上げます。

まず、登下校時における児童・生徒の事故発生や不審者等の情報が寄せられたときの連絡体制についてであります。学校や市民から一報いただいた時点で、その情報の早急な事実確認とあわせ、警察署や防犯協会と連携を図りながら対応いたしているところでございます。

また、事案によりましては、必要に応じて関係する施設や機関等に電話やファクス、メールで情報の提供をいたしているところでもあります。

そこで、ファクス番号の定期的な見直しや市広報車を使用する際の緊急告知や啓発を行う場合があるのかとお尋ねでございますが、公共的施設や関係機関等においてもファクス番号の変更連絡がある場合の対応以外は、お尋ねの定期的なチェックは行っておりませんが、最新の情報により送信いたしているところでございます。

また、防犯パトロール車や市広報車の出動に当たっては、特段の基準はないものの、これまでにおいては、事案発生時の事件性や周知の緊急度に応じて、登下校時のパトロールなどのため出動いたしております。

次に、いわゆるうわさや流言対策についてであります。警察署等による捜査の結果、事実と著しく乖離して、状況によっては人権侵害といった犯罪ともなり得るだけに、情報提供の発信に当たっては、真偽を踏まえた慎重な取り扱いが必要になることは申し上げるまでもないことであり、仮に誤報と判断した場合は、一刻も早く適切な対応が必要であると考えております。

次に、こども110番も家として御協力をいただいている方々への講習の開催についてでございますが、昨年6月には自治会担当者、地域見守り事業所、青色回転灯パトロール隊、110番タクシー、こども110番の家を初めとした各防犯ボランティア等の方々を対象に、地域防犯対策の共通の知識と理解のもと、連携を深めるために、土別地区防犯ボランティア講座を開催いたしているところであります。

しかし、議員のお話にありましたように、登下校時などにおいて子供たちの駆け込み緊急避難場所ともなるだけに、緊急時の対応方法などについては、地域見守り事業所や防犯ステーションなどとして御協力をいただいている事業所も多くありますことから、警察署や防犯協会などの関係団体の協力を得る中で、今後におきましても講習会等の開催を実施してまいりたいと考えております。

最後に、防犯の観点から、各学校においては、通学路の空き家など危険箇所の点検を含め、校内で児童・生徒を対象に実施されます防犯教室を通じて指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 平成23年度第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、学校教育についての質問を何点かさせていただきます。

初めに、子供たちの読書活動について、市の考え方をお伺いいたします。

昨年7月、文部科学省から全国学力学習状況調査の結果が発表されました。全国の中において、残念ではありますが、北海道はいい状況にはなっておりません。基礎学力の不足、家庭学習の時間の少なさが指摘されております。

これらの解決に当たっては、学校や教育委員会がさまざまな手だてをとりながら、学力が上がるように、子供たちの基礎的、基本的な知識や技能を得るようにしておりますけれども、それに加えて、子供たちみずから学ぶ意欲、それは自分たちがやるんだという燃える意欲がなくては、課題解決にはならないと思います。本当の意味において、学力の向上を図っていくことが必要であります。

そういった意味では、読書の習慣が必要でありますし、学力向上を目指すためには、読書が果たす役割は非常に大きなものであり、重要なものであると認識をしております。そこで、本市において、読書活動、とりわけ学校図書整備について、全学校共通の課題としてどのような対策を考えておられるのか、まずお伺いするものであります。

次に、いじめに対する学校現場の支援体制についてお伺いするものであります。

時折、新聞だとかテレビで、なかなかいじめが減っているような状況でなくして、大きな社会問題として、このいじめについては取り上げることがままあるわけでございます。本市のいじめの状況はあるのかなのか、その辺のことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

私たちのような高齢の時代、昔の年代にしてみれば、学校でのいじめというのは、なかなか実感としてないんでありますけれども、現代社会において、いろいろなことがあり、生徒・学生が学校に行くのが嫌になった、更にはみずから命を絶ってしまうような最悪の事態もあるような報道があります。私は、いじめについては、大都会で行われておって、地方都市にはそうそう関係のない問題なのかなと思っておりますけれども、そういうことにはなっていないようであります。

そこで、本市においていじめをなくす対策として、教育委員会や学校やPTA等々が恒常的に、組織的にこの対策についての考えがあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、特別支援教育についてお伺いをいたします。

学校での普通学級において、必要にあるにもかかわらず、なかなか個別指導や支援が受けられない場合など、特別支援学級に分かれていると聞いております。そこで、本市における特別支援学級、小学校、中学校それぞれあるんだろうと思っておりますけれども、学級数と児童・生徒の数をお知らせいただきたいと思っておりますし、また特別支援学級の範囲ではないけれども、普通学

級においては少し支援が必要な子供もいると聞いておりますけれども、特別支援学級に入れなような状態の子供がいるとしたら、どのような支援措置をしているのか。更には、本市として、特別支援学級の設置基準等々があるとするならば、どのようなものなのか教えていただきたいと思います。

次に、学校支援員配置事業についてお伺いをいたします。

新年度の予算の中で、学校支援員配置事業があり、学校支援員の賃金が計上されております。この学校支援員とは、そもそもどのような業務に当たるものなのか、どの学校にその支援員を置くのか、本市の支援員の、もしおるとしたならば、充足率はどの程度になっているのか、具体的な内容を聞かせていただきたいと思うのであります。

次に、スポーツ施設についてお伺いをいたします。

まず初めに、野球場の整備なんですけれども、ふどう野球場についてですけども、さきの定例会における十河議員の一般質問の中の答弁において、野球場を支えるコンクリートの部分に亀裂が生じたり、危険な部分があられているということから、状況を調査し、その調査結果をもとに、今後補修するというような答弁でありました。

野球場の大規模改修となれば、相当の費用がかかると思いますし、その調査結果がどのようになるのか、関心事の一つでございました。このたびの予算では、ふどう野球場については、設計費120万円、補修工事費に1,500万円となっております。

ふどう野球場は、少年野球から一般社会人野球まで幅広い世代に利用されておる重要な施設だというふうに私は認識をしております。施設の安全性には万全を期していただきたいと思えます。今回の調査結果の内容と補修整備の状況について、どのようになっているのかお尋ねするものであります。

また、もう一つあります、つくも野球場は夜間照明施設がある野球場ということで、ふどう野球場との違いがあり、野球愛好者にとってはなくてはならない施設だというように聞いておりますし、私自身認識をしております。しかしながら、つくも野球場は、聞けば、今まで暗渠排水工事もしておりませんし、非常に雨の降った後、水はけが悪くグラウンドのでこぼこも多いということも聞いております。そういう意味で、このたびグラウンド整備を行うふどう公園とともに、少しでも野球愛好者に快適なプレーを楽しんでもらうためにということで、先日、きめ細かな交付金事業で予算額を950万円計上いたしました。具体的な整備内容とあわせて、この2球場に一定の整備費がかかるのでありますから、今年、大規模な全道大会等々が野球場で計画されているのかのこともお聞かせをいただきたいと思うのであります。

私は、教育にあっては、学校がある限り、生徒がいる限り、経済合理性ではかるものではないと思ひ、手いっぱい予算確保をしながら、地域の子供たち、将来のために育てるのが私は大切だという自分自身の持論を持っておりますので、そのことについても、市の皆さん方に私の提言として聞いていただければありがたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

学校教育にかかわっては私から御答弁を申し上げ、スポーツ施設については生涯学習部長から御答弁を申し上げます。

まず、子供たちの読書活動についてであります。議員のお話にありましたように、読書を通じて考える力や生きる力をはぐくむことが期待され、子供たちに言葉に対する関心を持ってもらい、コミュニケーション能力を高めることによって学力の増進が図られるもので、極めて重要な活動であると考えております。

そこで、学校図書の整備状況についてであります。文部科学省が示す学校図書館図書標準に基づく達成率であります。小・中学校合わせて平成20年度で60%、平成21年度で67%、平成22年度当初では80%という状況であり、少しずつ伸びてきてはおりますが、まだまだ100%に満たない状況であります。

このようなことから、本年度の国の補正予算での交付金事業により、700万円の学校図書整備費を計上するとともに、学校図書整備を目的とした寄附金100万円を活用し、合計800万円で学校図書の整備を図ってまいることとしたところであります。

また、学校図書館としての一層の機能強化のため、市立図書館との連携により、学校図書のデータベース化を図り、児童・生徒の文芸活動の促進と授業における図書利用を促進してまいる所存であり、新年度においてはデータベース化のためのコンピューターソフト購入費やデータ入力作業人件費など、600万円の予算を計上させていただいているところであります。

次に、いじめに対するお尋ねであります。本市におけるここ数年のいじめの実態につきましては、小学校では19年度、20年度とも該当はありませんでしたが、21年度は1人、中学校においては19年度で1人、20年度で7人、21年度は5人となっており、その主な内容としては、冷やかしからいじめ、悪口や嫌なことを言われる、仲間外れや集団による無視、更に高学年になると、パソコンや携帯電話で誹謗中傷をされることなどが挙げられます。

そこで、いじめ根絶に向けた対策についてであります。学校においては、やはり常日ごろ接している担任教師や部活動などの指導教師による対応、あるいは生徒指導部が中心となった教育相談などにより対応しているところであります。

更に、相談体制についてでございますが、生涯学習情報センターいぶきにおいて、青少年相談員によるのぞみの電話やメールによる相談を実施しているところであり、また土別中学校と土別南中学校に心の教室相談員を配置し、相談体制の整備を図っているところであります。

また、新年度からは、この2つの中学校に加えて、土別小学校、土別南小学校、土別西小学校の3校にも心の教室相談員を配置し、一層の相談体制の強化を図り、問題の解消に当たってまいり所存でございます。

次に、特別支援教育についてでございますが、お尋ねの小学校と中学校それぞれの特別支援学級数と児童・生徒数につきましては、現在、小学校では17学級で児童数32人、中学校では5

学級で生徒数13人であります。

また、普通学級において特別な支援が必要な場合、どのような支援を行っているのかのことでございますが、学習支援員または生活支援員として、教員免許などの資格要件や支援が必要な子供の症状に合わせることができる専門的知識を有していることなどを基準に、対象児童・生徒の状況に合わせて配置をしているところであります。現在は、小学校に4人、中学校に1人の計5人を配置しておりますが、新年度においては10人に倍増し、その子にとって最良の教育環境が提供できるよう、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、特別支援学級の設置基準についてであります。障害などの状況により基準が定められており、それらの状態により、通常学級による就学が困難であると認められる場合に、特別に編成される学級として設置されるものであります。

次に、学校支援員配置事業についてでございますが、これは学校において児童・生徒数の減少により学校事務職員が配置されず、加えて教頭が学級担任を持つようになるなど、急激な校内体制の変化に対応いたすため、新たな取り組みとして実施するものであります。

そこで、業務の内容についてであります。通常の学校事務のほか、教頭が担任を持つことによる学校経営上の事務や学習支援の事務補助を行い、学校教職員全体の負担軽減を図り、円滑な学校運営を目指そうとするものであります。

また、配置予定の学校についてであります。新年度においては、先ほど申し上げました条件を満たす中多寄小学校と下土別小学校に配置いたす考えであります。

なお、本市の支援員の充足率につきましては、先ほど申し上げました学習支援員あるいは生活支援員のことを指すものと存じますが、これら支援員の配置につきましては、各学校からの要望により配置しているものであり、現状におきましては、その要望をすべて満たしているところであります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私から、スポーツ施設についての御質問にお答えをいたします。

ふどう野球場及びつくも野球場の整備についてのお尋ねでございますが、まずふどう野球場につきましては、議員のお話にもありましたとおり、球場を支える擁壁の傾斜やコンクリートの躯体などに亀裂や陥没があらわれたことにより、昨年11月にスタンド全体における機能調査を実施いたしました。調査の概要といたしましては、擁壁の傾斜やスタンドの標高測定など、施設の沈下とゆがみの状況を把握する測量調査、擁壁コンクリートの性質やひび割れ状況を把握するためのコンクリート調査、また陥没し空洞化した箇所のケーブルカメラによる内部点検を行いました。

各調査の結果、擁壁の傾斜は、擁壁内部の土が通水性の悪い粘土であったため、上部から浸入した水分が擁壁の背面に滞留し、それが夜間、早朝に凍結、膨張を繰り返すうちに、擁壁に

ひび割れを発生させていたことが原因であると判明するとともに、コンクリート躯体の亀裂や陥没は沈下によるものであり、空洞化した箇所は内部にある排水パイプが沈下により脱落し、雨水がこの空間に流れ込むことになり、その際、土砂も一緒に流されるというサイクルを繰り返した結果、沈下に加え、空洞化を促進した可能性が高いことが判明いたしましたところでありませぬ。

幸い、擁壁を含むコンクリート部分のひび割れは貫通まで至っておらず、コンクリートの強度は、鉄筋も含め、十分高いことから、擁壁背面に滞留する水の排水効果を高めるための背面土を砂利に置きかえ、擁壁部の補修や沈下により損傷している給配水施設の補修を行うことで、施設の安全性の回復は可能であると判断するに至ったため、スタンド全体の給配水施設の機能調査を含め、補修工事を実施することとしたところでございます。

今後も、沈下測定の実施など、施設の健全性維持の点検等を行いながら、利用者の安全性には万全を期してまいり所存でございます。

次に、つくも野球場の整備についてでございますが、つくも野球場は昭和59年に設置され、夜間照明が設置されている野球場として、多くの勤労野球愛好者に利用いただいているところでございますが、グラウンドの状況は、議員のお話にもありましたように、水はけが悪く、内野、外野ともに凹凸があり、良好なプレー環境とは言いがたい状況でありましたことから、今回のきめ細かな交付金を活用し、内野部分の排水工事を含め、グラウンド全体の整地工事を実施することとしたところでございます。

具体的な整備内容といたしましては、内野部分に暗渠を埋設し、火山灰を盛土整地することにより水はけをよくするとともに、外野部分は土を砕いて整備した後、吹きつけ芝の散布を行うこととしております。これによりつくも野球場も快適で安全なプレー環境が整い、ふどう野球場とともに、それぞれが持つ特色を生かしながら、市民の皆様方に夏の体力増進の活動の場として親しんでいただけるものと考えております。

最後に、新年度における野球場での全道大会等の予定についての御質問でございますが、土別軟式野球連盟に確認をさせていただきましたところ、年間行事内容は今月末に決定されるので、詳細は不明でございますが、本市での全道大会の開催予定はないとのことでお聞きいたしているところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時46分散会）